

少年非行の概況

令和 7 年

長野県警察本部
生活安全企画課

凡 例

- 1 (1) 刑法犯……「刑法」「爆発物取締罰則」「決闘罪ニ関スル件」「暴力行為等処罰ニ関スル法律」「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」「航空機の強取等の処罰に関する法律」「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」「人質による強要行為等の処罰に関する法律」「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」「サリン等による人身被害の防止に関する法律」「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」に規定する罪をいう。

なお、刑法の一部が改正（令和5年7月13日施行。）され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。
- (2) 特別法犯……刑法犯及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律を除くすべての犯罪（条例に規定するものを含む。）をいう。
- (3) 少年……20歳未満の者をいう。
- (4) 犯罪少年……14歳以上20歳未満で罪を犯した少年をいう（少年法第3条第1項第1号）。
- (5) 触法少年……14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう（少年法第3条第1項第2号）。
- (6) 刑法犯少年……刑法犯の罪を犯した犯罪少年で、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう。
- (7) 触法少年（刑法）……刑法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
- (8) 特別法犯少年……特別法犯の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時の年齢が14歳以上20歳未満の少年をいう。
- (9) 触法少年（特別法）……特別法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
- (10) ぐ犯少年……保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつてその性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう（少年法第3条第1項第3号）。
- (11) 非行少年……犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。
- (12) 不良行為少年……非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
- (13) 凶悪犯……殺人、強盗、放火、不同意性交等の犯罪の総称をいう。
- (14) 粗暴犯……暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合の犯罪の総称をいう。

- (15) 知能犯……詐欺、横領（占有離脱物横領を除く）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する犯罪の総称をいう。
- (16) 風俗犯……賭博、わいせつ、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」に規定する犯罪の総称をいう。
- (17) その他の刑法犯……凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯以外の刑法犯の犯罪の総称をいう。
- (18) 初発型非行……万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領の犯罪の総称をいう。
- (19) 少年人口……県統計資料（昭和 50 年、55 年、60 年、平成 2 年、7 年、12 年、17 年、22 年、27 年、令和 2 年及び 7 年の国勢調査人口等基本集計結果による人口）による。
- (20) 人口比……同上の人口に基づく同年齢層人口 1, 000 人当たりの検挙人員をいう。

- 2
- (1) 表中の「－」は、数字が得られなかったものを示す。
 - (2) 使用されている年次は、全て暦年である。
 - (3) 図表による構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合がある。

目 次

第1	少年非行の状況	1
1	概要	1
2	犯罪少年	2
(1)	刑法犯少年	2
ア	概要	2
イ	罪種別	3
(ア)	凶悪犯	4
(イ)	粗暴犯	5
(ウ)	知能犯	6
(エ)	窃盗犯	7
ウ	年齢別	9
エ	学職別	10
オ	少年と20歳以上の者との比較	11
カ	共犯率	12
キ	再犯者率	12
ク	非行月別	13
ケ	時間帯別	13
コ	曜日別	14
サ	初発型非行の状況	15
(ア)	概要	15
(イ)	罪種別・手口別	15
シ	女子の非行	16
(ア)	概要	16
(イ)	学職別	16
ス	非行の原因・動機別	17
セ	全国との比較	17
(ア)	人口比の推移	17
(イ)	刑法犯少年の全国順位	18
ソ	県内地域別の人口比比較	19
(2)	特別法犯少年	20
ア	概要	20

イ	学職別・年齢別	21
ウ	薬物乱用	21
3	触法少年	22
(1)	触法少年（刑法）	22
ア	概要	22
イ	罪種別・年齢別・学職別	22
(2)	触法少年（特別法）	23
ア	概要	23
イ	法令罪種別・年齢別・学職別	23
第2	非行等の諸実態	24
1	共同危険型暴走族の状況	24
2	校内暴力事犯の状況	24
第3	不良行為少年の状況	25
1	不良行為少年	25
2	家出少年	26
(1)	概要	26
(2)	月別	26
(3)	家出の原因・動機	27
(4)	児童・生徒別の原因・動機	27
(5)	少年と20歳以上の者の原因・動機の比較	27
第4	少年相談の状況	28
1	概要	28
2	相談者・相談内容	28
第5	少年の福祉を害する犯罪の状況	29
第6	被害少年の状況	30
1	刑法犯被害少年	30
(1)	概要	30
(2)	包括罪種別・年齢別	30
(3)	包括罪種別・学職別	31
(4)	児童買春・ポルノ被害	31
2	児童虐待	32
(1)	概要	32
(2)	検挙件数	32
(3)	被害児童数	32

【付 表】

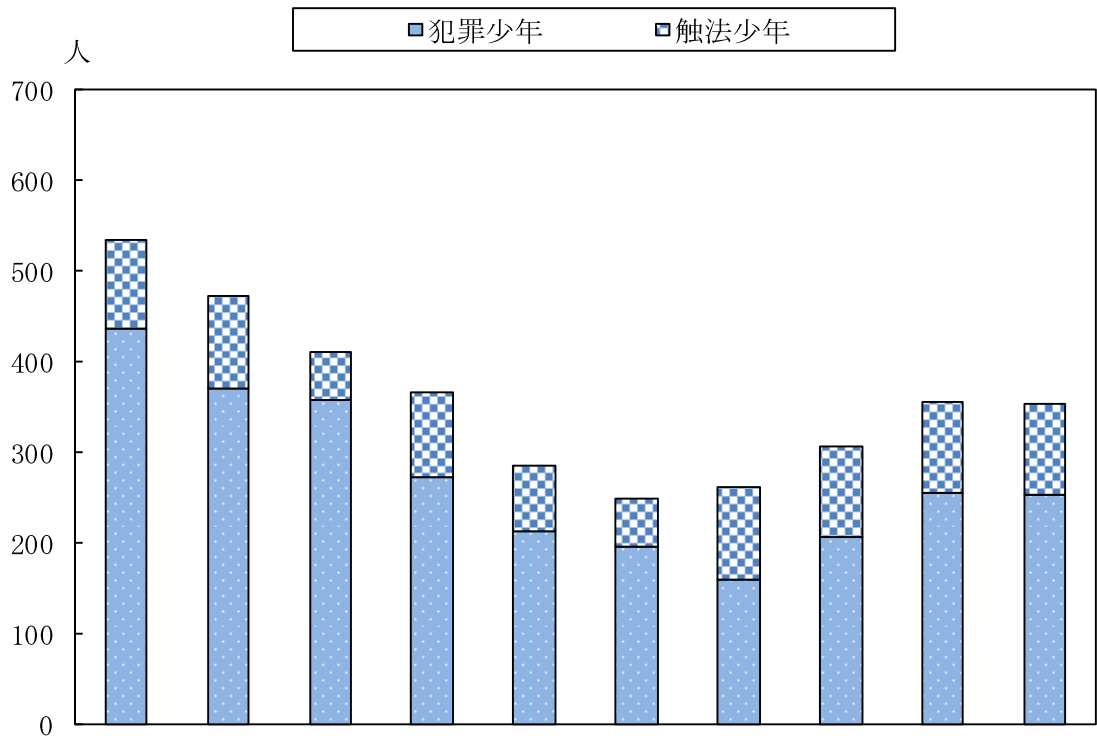
第1表	全国刑法犯少年検挙人員状況表	35
第2表	少年・20歳以上の者の検挙人員年別比率表	36
第3表	刑法犯少年（含触法）に占める学職別検挙・補導人員状況表	37
第4表	罪種別検挙・補導人員状況表	38
第5表	刑法犯少年署別・罪種別検挙人員状況表	40
第6表	触法少年（刑法）署別・罪種別補導人員状況表	42
第7表	非行少年署別検挙・補導人員状況表	44
第8表	刑法犯少年居住地別検挙人員状況表	45
第9表	特別法犯少年（含触法）法令別検挙・補導人員状況表	47
第10表	少年の自殺者数（学職別・年齢別）状況表	48
第11表	少年の福祉を害する犯罪状況表（検挙件数・検挙人員）	49
第12表	校内暴力事犯状況表（事件件数・検挙・補導人員）	50

少年非行等の状況

第1 少年非行の状況

1 概要

令和7年の非行少年の総数は、354人と前年よりも6人（1.7%）減少したが、依然として高水準で推移している。



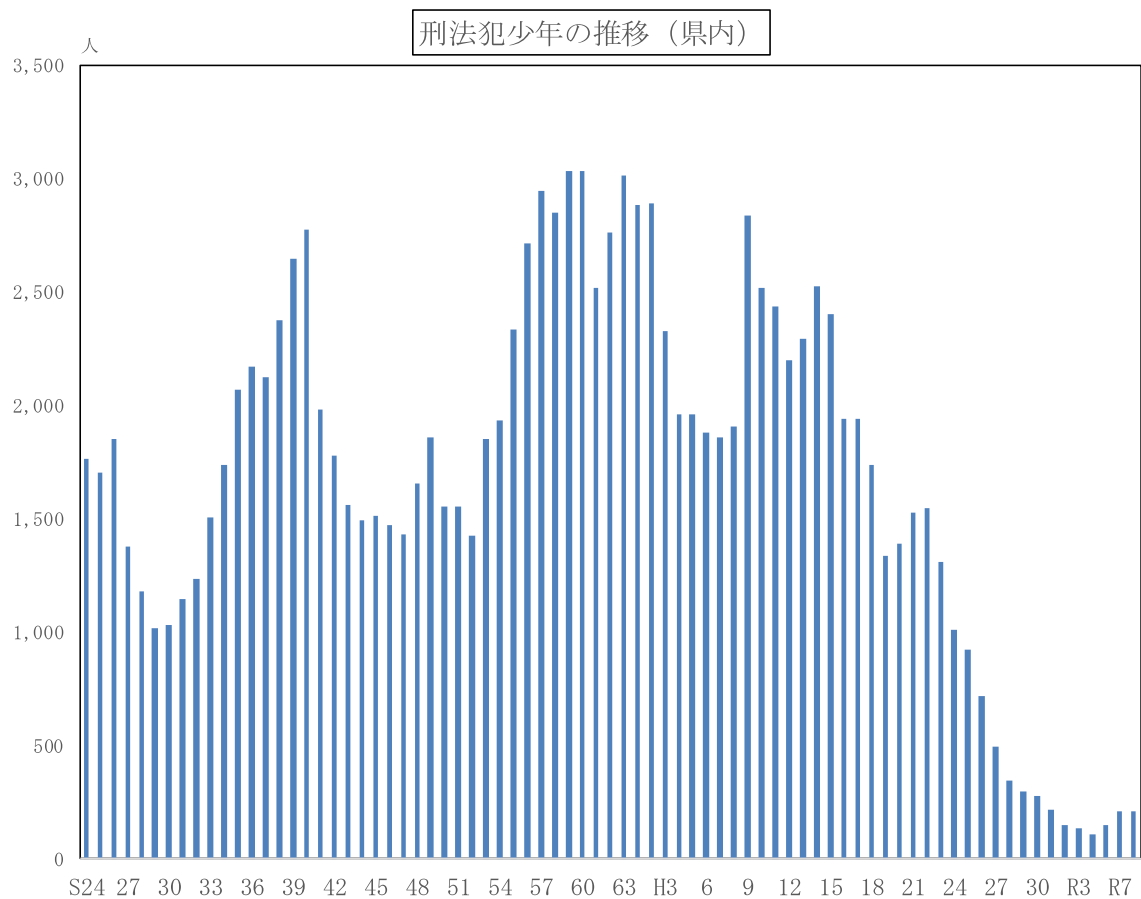
区分\年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
非行少年総数 （人）	536	482	414	366	286	249	263	308	360	354
犯罪少年	436	370	357	272	213	195	159	205	255	253
刑法犯	345	298	279	214	146	136	106	151	211	209
特別法犯	91	72	78	58	67	59	53	54	44	44
触法少年	98	103	54	94	72	54	103	102	100	100
刑法犯	95	85	46	89	68	48	84	90	94	84
特別法犯	3	18	8	5	4	6	19	12	6	16
小計	534	473	411	366	285	249	262	307	355	353
刑法犯	440	383	325	303	214	184	190	241	305	293
特別法犯	94	90	86	63	71	65	72	66	50	60
ぐ犯少年	2	9	3	0	1	0	1	1	5	1

2 犯罪少年

(1) 刑法犯少年

ア 概要

県下における刑法犯少年の検挙人員は、平成23年以降12年連続で減少し、令和4年は戦後最少を記録したが、令和5年以降増加に転じ、令和7年は209人と、前年と同水準で推移している。



年	S24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
刑法犯少年	1,764	1,703	1,853	1,379	1,182	1,020	1,029	1,148	1,231	1,505

34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
1,738	2,068	2,174	2,124	2,371	2,644	2,777	1,982	1,777	1,560

44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
1,493	1,513	1,475	1,433	1,652	1,860	1,556	1,554	1,423	1,855

54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
1,930	2,335	2,714	2,946	2,852	3,035	3,034	2,514	2,760	3,009

H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
2,886	2,888	2,324	1,961	1,962	1,881	1,860	1,908	2,836	2,515

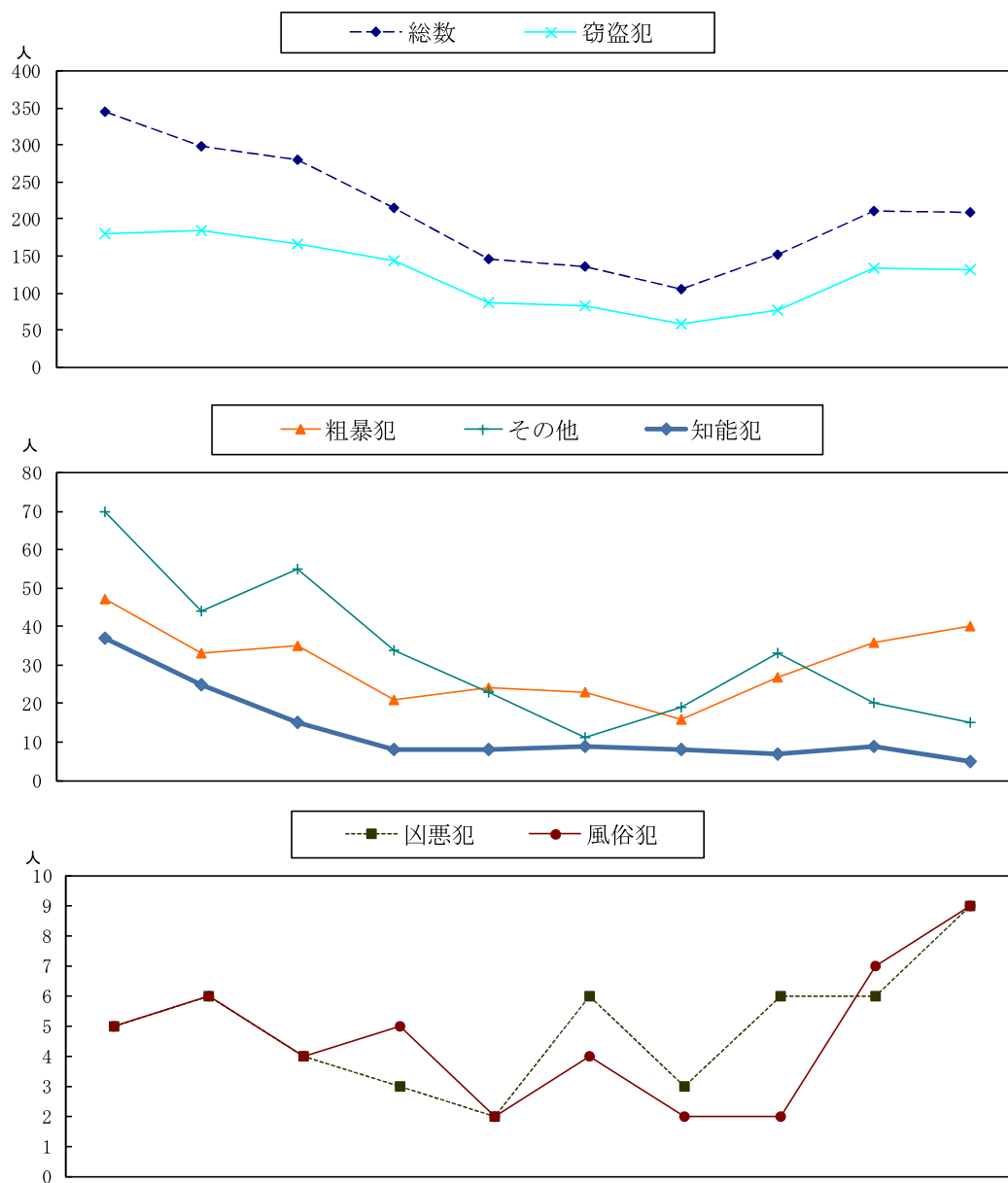
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
2,435	2,196	2,296	2,527	2,403	1,942	1,943	1,738	1,339	1,389

21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
1,528	1,548	1,309	1,007	921	716	495	345	298	279

R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
214	146	136	106	151	211	209

イ 罪種別

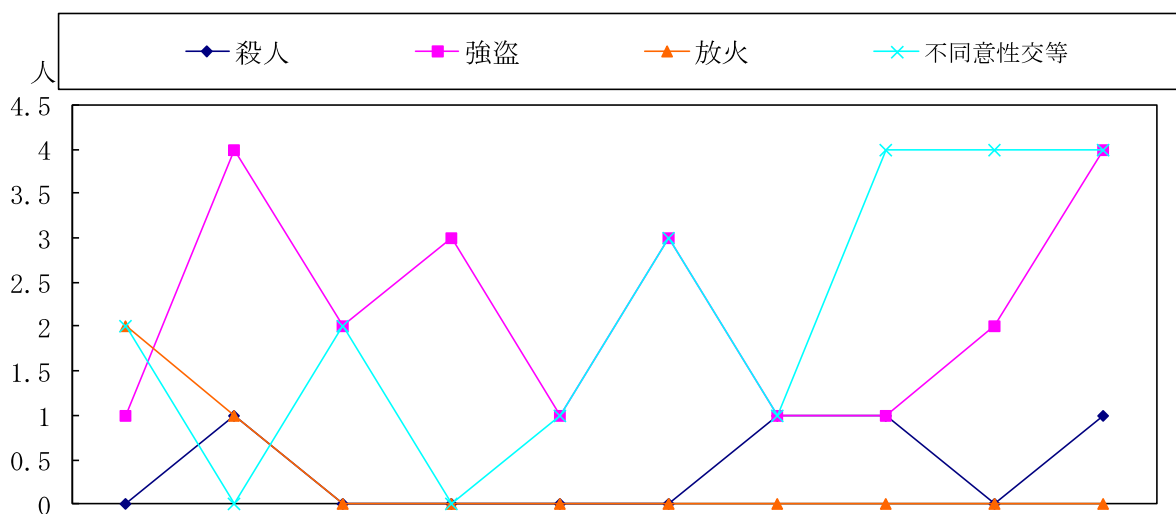
包括罪種別の検挙人員は、令和7年は窃盗犯が131人と最も多く、総数の62.7%を占めている。



区分\年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総数(人)	345	298	279	214	146	136	106	151	211	209
凶悪犯	5	6	4	3	2	6	3	6	6	9
粗暴犯	47	33	35	21	24	23	16	27	36	40
窃盗犯	181	184	166	143	87	83	58	76	133	131
知能犯	37	25	15	8	8	9	8	7	9	5
風俗犯	5	6	4	5	2	4	2	2	7	9
その他	70	44	55	34	23	11	19	33	20	15

(ア) 凶悪犯

凶悪犯の検挙人員は、令和7年は9人と前年よりも3人（50.0%）増加した。



区分\年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総数(人)	5	6	4	3	2	6	3	6	6	9
殺人		1					1	1		1
強盗	1	4	2	3	1	3	1	1	2	4
放火	2	1								
不同意性交等	2		2		1	3	1	4	4	4

○ 年齢別 (令和7年)

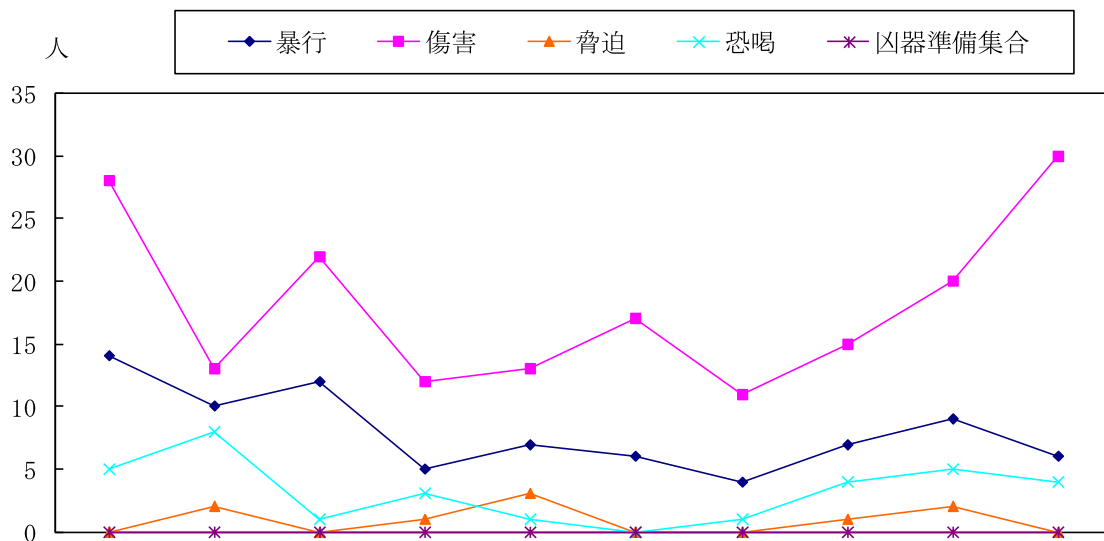
区分\年齢	総数	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
総数(人)	9			2	3	2	2
殺人	1			1			
強盗	4					2	2
放火							
不同意性交等	4			1	3		

○ 学職別 (令和7年)

区分\学職	総数	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年
総数(人)	9		5	1		3	
殺人	1		1				
強盗	4		1	1		2	
放火							
不同意性交等	4		3			1	

(イ) 粗暴犯

粗暴犯の検挙人員は、令和7年は40人と前年より4人（11.1%）増加した。



区分\年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総 数	47	33	35	21	24	23	16	27	36	40
暴 行	14	10	12	5	7	6	4	7	9	6
傷 害	28	13	22	12	13	17	11	15	20	30
脅 迫		2		1	3			1	2	
恐 喝	5	8	1	3	1		1	4	5	4
凶器準備集合										

○ 年齢別（令和7年）

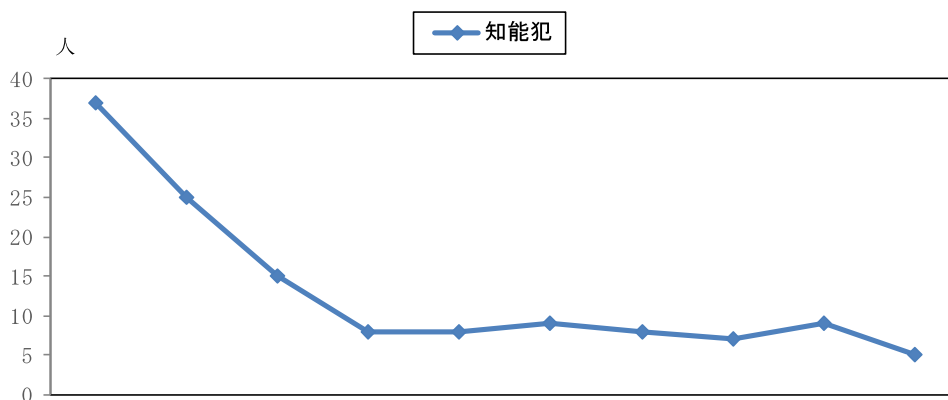
区分\年齢	総 数	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
総 数	40	1	3	6	10	12	8
暴 行	6	1	1		2		2
傷 害	30		2	4	8	11	5
脅 迫							
恐 喝	4			2		1	1
凶器準備集合							

○ 学職別（令和7年）

区分\学職	総 数	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年
総 数	40	2	15	2	1	16	4
暴 行	6	1	2	1		1	1
傷 害	30	1	10	1	1	14	3
脅 迫							
恐 喝	4		3			1	
凶器準備集合							

(ウ) 知能犯

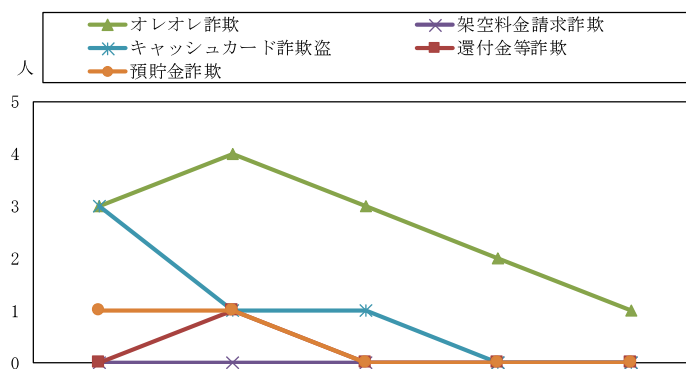
知能犯の検挙人員は、令和7年は5人と、前年より4人（44.4%）減少した。



区分\年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
知 能 犯	37	25	15	8	8	9	8	7	9	5

○ 「電話でお金詐欺（特殊詐欺）」の検挙状況

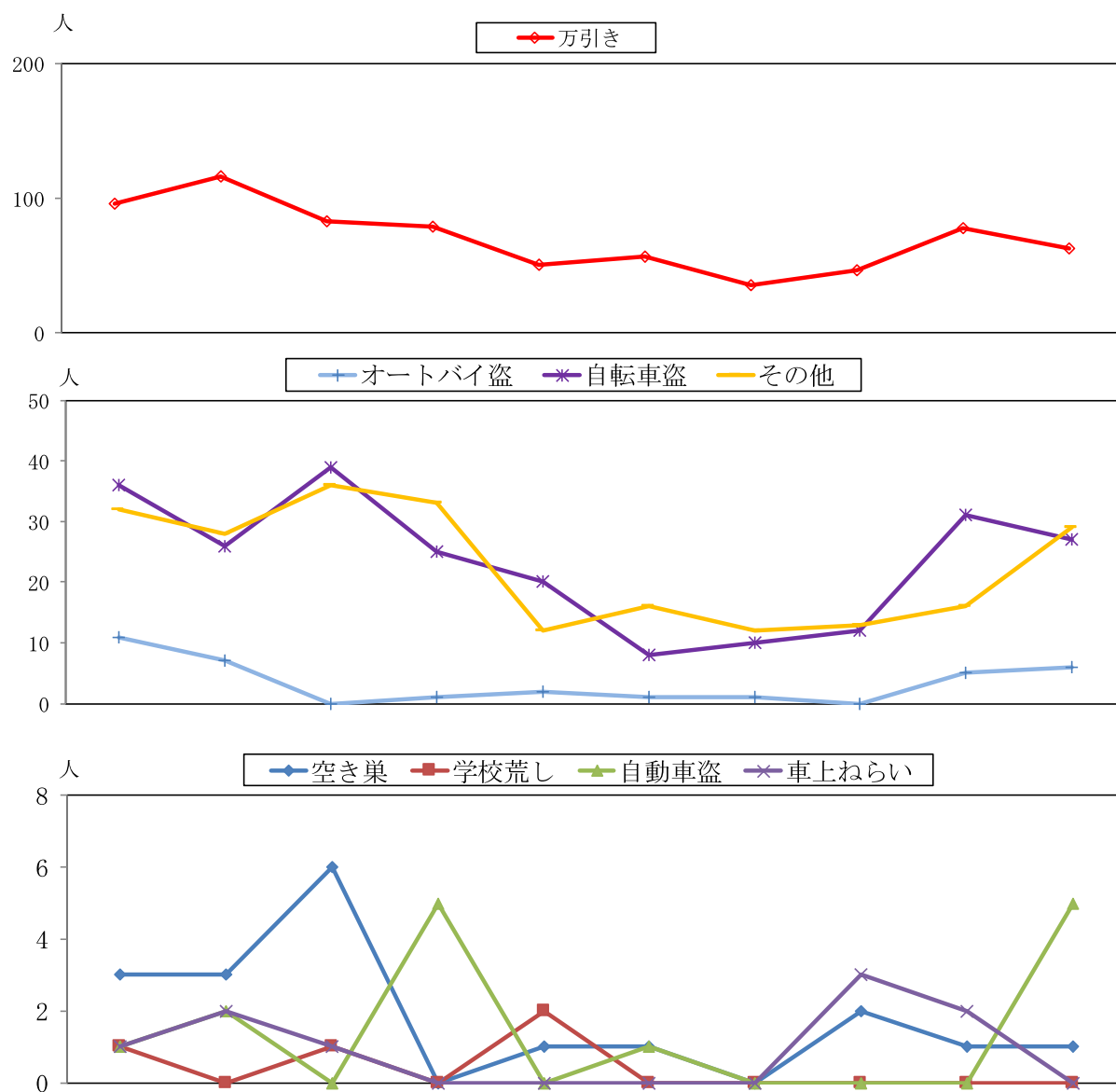
電話でお金詐欺の検挙人員は、令和7年は1人と前年より1人（50.0%）減少した。



区分\年	R3	R4	R5	R6	R7
総 数	7	7	4	2	1
オ レ オ レ 詐 欺	3	4	3	2	1
預 貯 金 詐 欺	1	1			
架 空 料 金 請 求 詐 欺					
融 資 保 証 金 詐 欺					
還 付 金 詐 欺		1			
金 融 商 品 詐 欺					
ギ ャ ン ブ ル 詐 欺					
交 際 あ っ せ ん 詐 欺					
キャッシュカード詐欺盗	3	1	1		
ニ セ 警 察 詐 欺					
S N S 型 投 資 詐 欺					
S N S 型 ロ マ ン ス 詐 欺					
そ の 他 の 特 殊 詐 欺					

(エ) 窃盗犯

窃盗犯の検挙人員は、令和7年は131人と、前年より2人（1.5%）減少した。



区 分 \ 年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総 数（人）	181	184	166	143	87	83	58	76	133	131
空 き 巣	3	3	6		1	1		2	1	1
学 校 荒 し	1		1		2					
自 動 車 盗	1	2		5		1				5
オ ー ト バ イ 盗	11	7		1	2	1	1		5	6
自 転 車 盗	36	26	39	25	20	8	10	12	31	27
車 上 ね ら い	1	2	1					3	2	
万 引 き	96	116	83	79	50	56	35	46	78	63
そ の 他	32	28	36	33	12	16	12	13	16	29

○ 年齢別（令和7年）

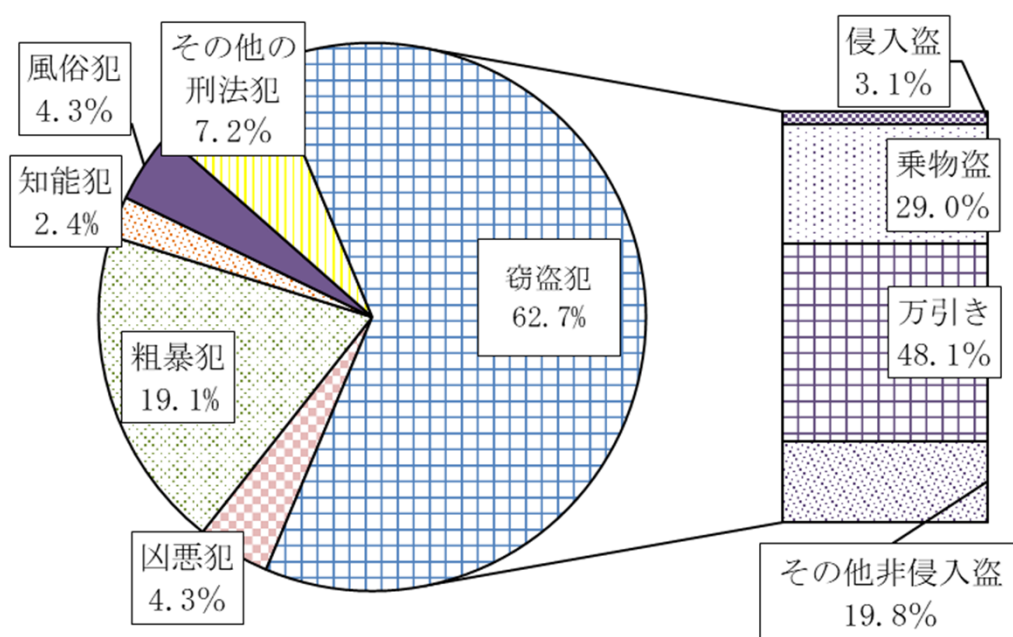
区分\年齢	総 数	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
総数（人）	131	6	20	42	33	17	13
空 き 巣	1					1	
学 校 荒 し							
自 動 車 盗	5		1	1	2	1	
オートバイ盗	6		2	1	3		
自 転 車 盗	27	1	3	12	5	5	1
車上ねらい							
万 引 き	63	5	10	19	20	6	3
そ の 他	29		4	9	3	4	9

○ 学職別（令和7年）

区分\学職	総 数	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年
総数（人）	131	7	70	2	2	34	16
空 き 巣	1					1	
学 校 荒 し							
自 動 車 盗	5		4				1
オートバイ盗	6		4			1	1
自 転 車 盗	27	1	17	2		4	3
車上ねらい							
万 引 き	63	6	36		1	10	10
そ の 他	29		9		1	18	1

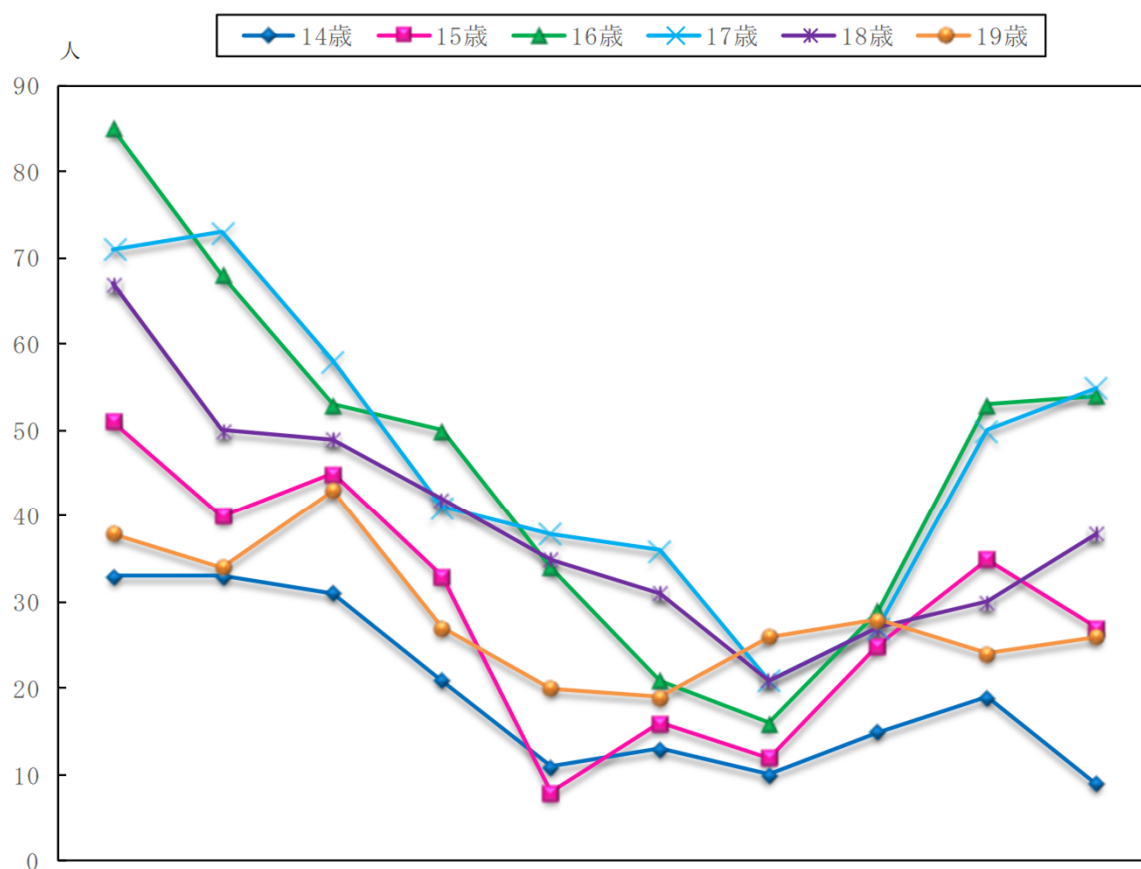
○ 手口別（令和7年）

窃盗犯における手口別の検挙人員は、万引きが63人と窃盗犯全体の48.1%を占めている。



ウ 年齢別

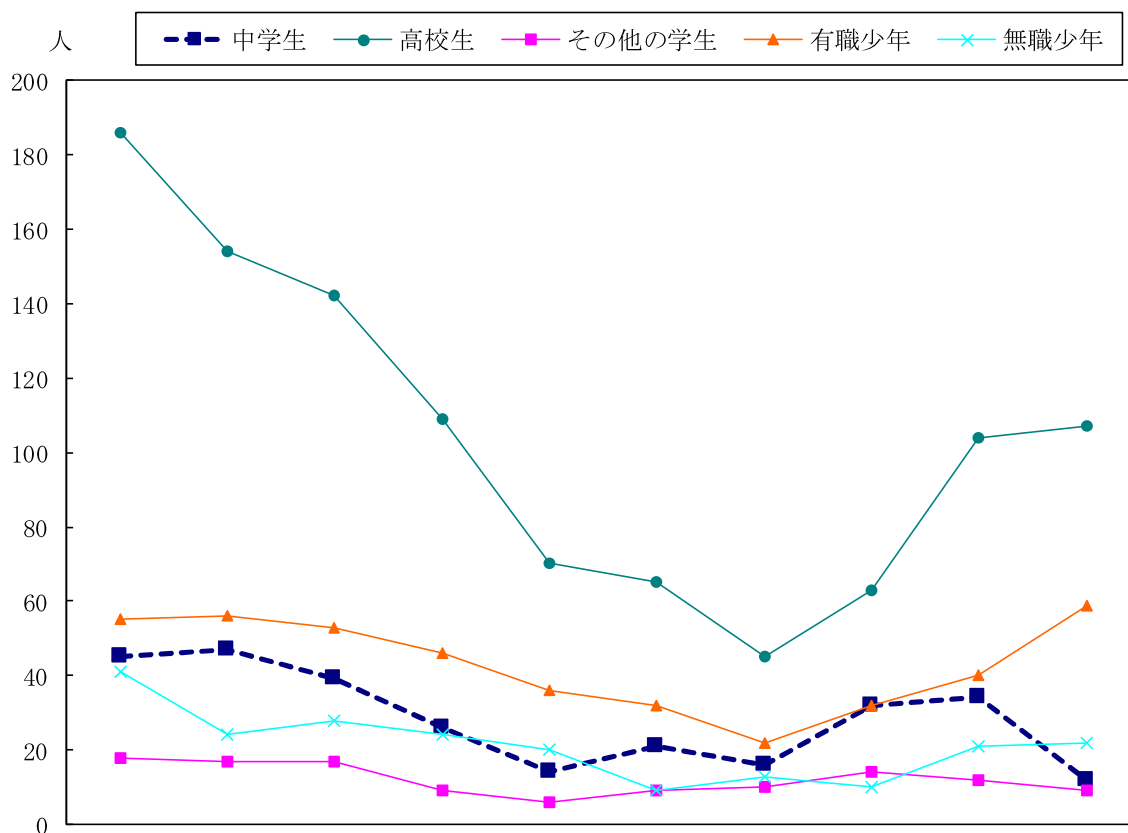
年齢別の検挙人員では、令和7年は17歳が55人（26.3%）と最も多く、年少少年（14歳、15歳）、中間少年（16歳、17歳）、年長少年（18歳、19歳）と分けた年齢層別では、中間少年が109人（52.2%）と最も多くなっている。



区分\年		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総 数（人）		345	298	279	214	146	136	106	151	211	209
14歳	人 員	33	33	31	21	11	13	10	15	19	9
	人口比	1.6	1.7	1.6	1.1	0.6	0.7	0.5	0.8	1.1	0.5
15歳	人 員	51	40	45	33	8	16	12	25	35	27
	人口比	2.5	1.9	2.3	1.7	0.4	0.9	0.6	1.4	2.0	1.5
16歳	人 員	85	68	53	50	34	21	16	29	53	54
	人口比	4	3.3	2.6	2.5	1.8	1.1	0.9	1.6	2.9	3.1
17歳	人 員	71	73	58	41	38	36	21	27	50	55
	人口比	3.3	3.5	2.8	2	1.9	1.8	1.1	1.4	2.7	3.0
18歳	人 員	67	50	49	42	35	31	21	27	30	38
	人口比	3.2	2.4	2.4	2.1	1.7	1.6	1.1	1.5	1.7	2.1
19歳	人 員	38	34	43	27	20	19	26	28	24	26
	人口比	2.1	1.7	2.1	1.3	1	1.1	1.4	1.5	1.4	1.5

エ 学職別

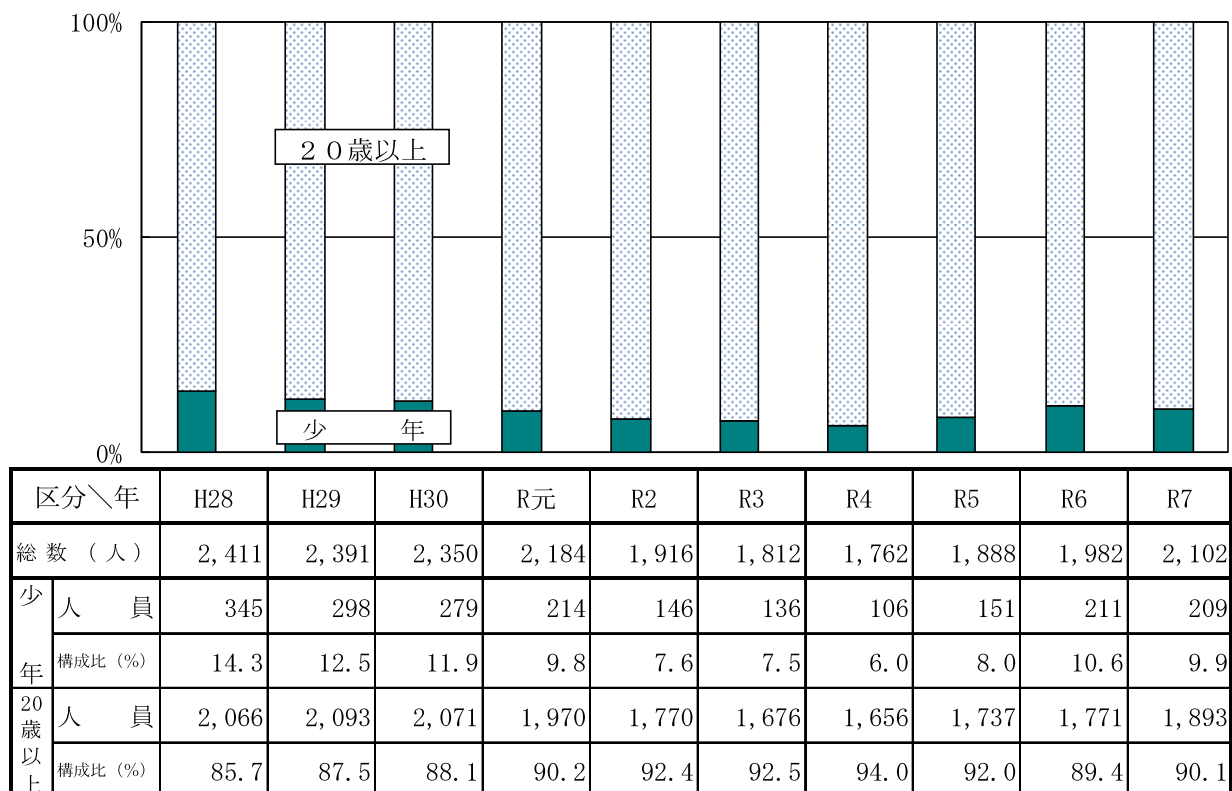
学職別の検挙人員は、令和7年は高校生が107人と最も多く、総数の51.2%を占めている。



区分\年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総 数 (人)	345	298	279	214	146	136	106	151	211	209
中 学 生	45	47	39	26	14	21	16	32	34	12
構成比 (%)	13.0	15.8	14.0	12.2	9.6	15.4	15.1	21.2	16.1	5.7
高 校 生	186	154	142	109	70	65	45	63	104	107
構成比 (%)	53.9	51.7	50.9	50.9	47.9	47.8	42.5	41.7	49.3	51.2
その他の学生	18	17	17	9	6	9	10	14	12	9
構成比 (%)	5.2	5.7	6.1	4.2	4.1	6.6	9.4	9.3	5.7	4.3
有 職 少 年	55	56	53	46	36	32	22	32	40	59
構成比 (%)	15.9	18.8	19.0	21.5	24.7	23.5	20.8	21.2	19.0	28.2
無 職 少 年	41	24	28	24	20	9	13	10	21	22
構成比 (%)	11.9	8.0	10.0	11.2	13.7	6.6	12.3	6.6	10.0	10.5

オ 少年と20歳以上の者との比較

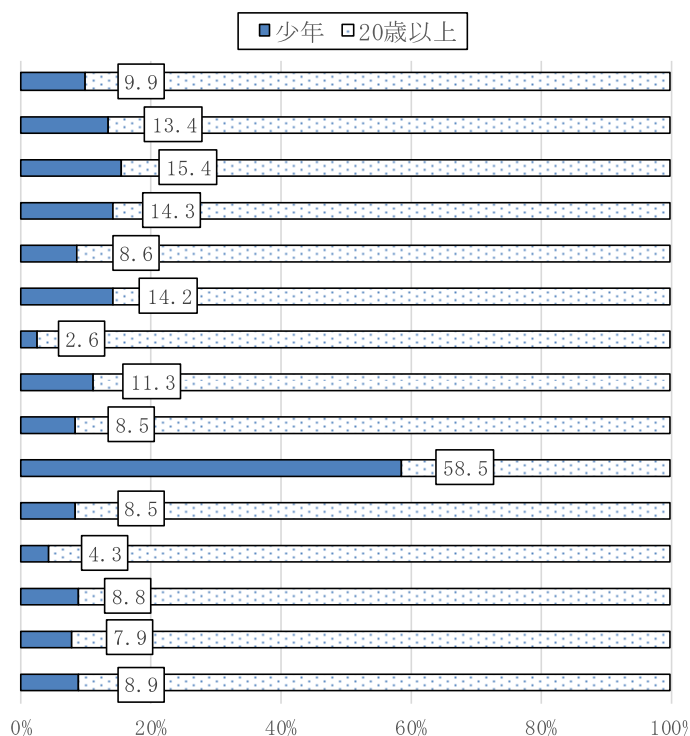
刑法犯の検挙人員に占める少年の割合は、令和7年は9.9%と、前年より0.7ポイント減少した。



○ 罪種別・手口別（令和7年）

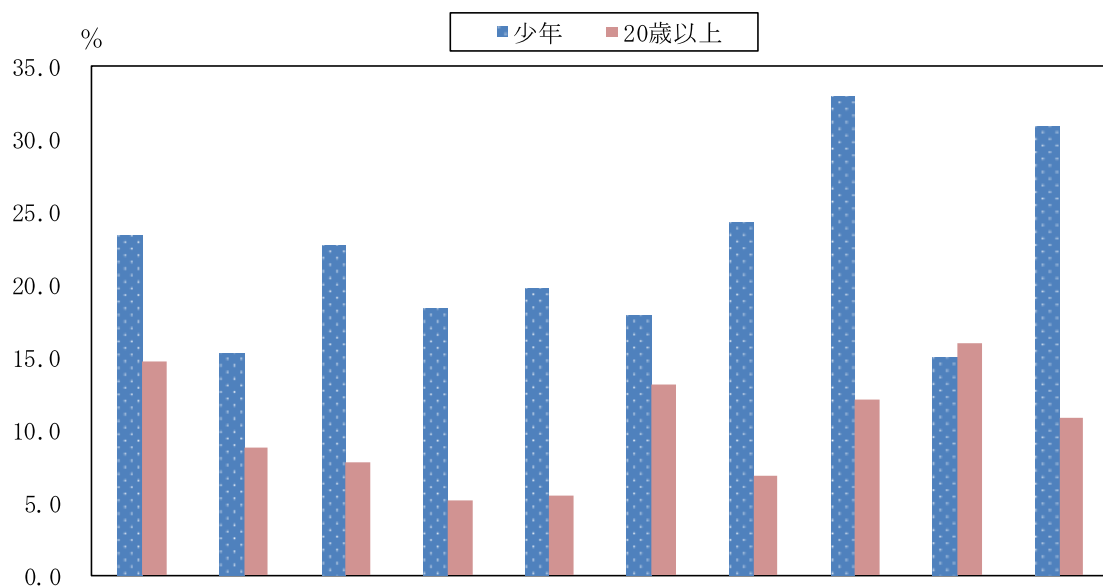
罪種別・手口別では、乗り物盗で少年の占める割合が高い。

罪種\区分	総数(人)	少年	20歳以上
刑法犯総数	2,102	209	1,893
凶悪犯	67	9	58
強盗	26	4	22
不同意性交等	28	4	24
粗暴犯	466	40	426
傷害	212	30	182
暴行	227	6	221
窃盗犯	1,161	131	1,030
侵入盗	47	4	43
乗り物盗	65	38	27
非侵入盗	1,049	89	960
知能犯	117	5	112
風俗犯	102	9	93
その他	189	15	174
占有離脱物横領	45	4	41



カ 共犯率

共犯率は、令和7年は少年が30.9%と、前年より16.0ポイント増加しており、20歳以上の者同士の共犯率（10.8%）より高くなっている。

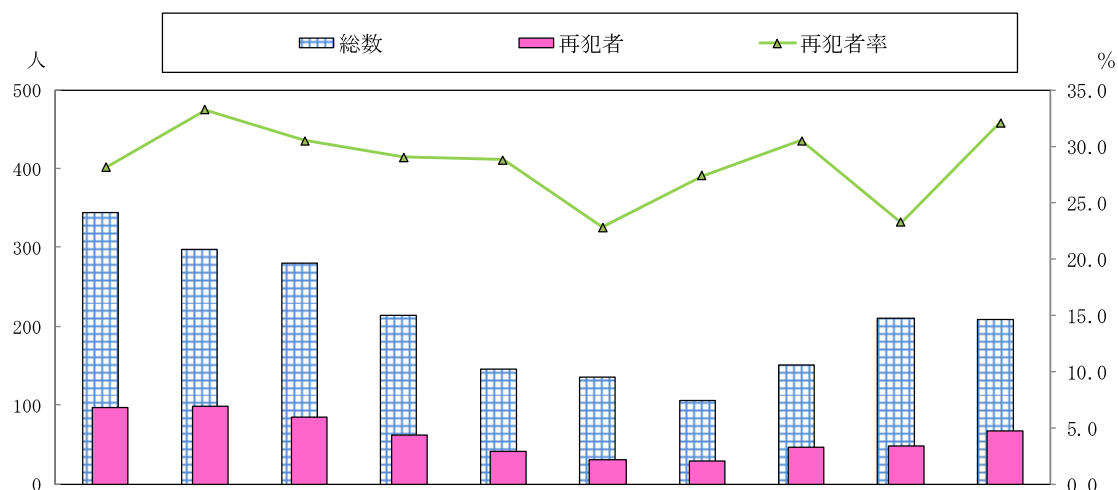


区 分\年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
少年 (%)	23.3	15.3	22.7	18.4	19.7	17.9	24.3	32.9	14.9	30.9
20歳以上 (%)	14.7	8.8	7.8	5.2	5.5	13.1	6.9	12.1	15.9	10.8

注：共犯率とは、刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合をいい、少年と20歳以上の者の共犯事件は含まない。

キ 再犯者率

再犯者率は、令和7年は32.1%と、前年より8.9ポイント増加した。

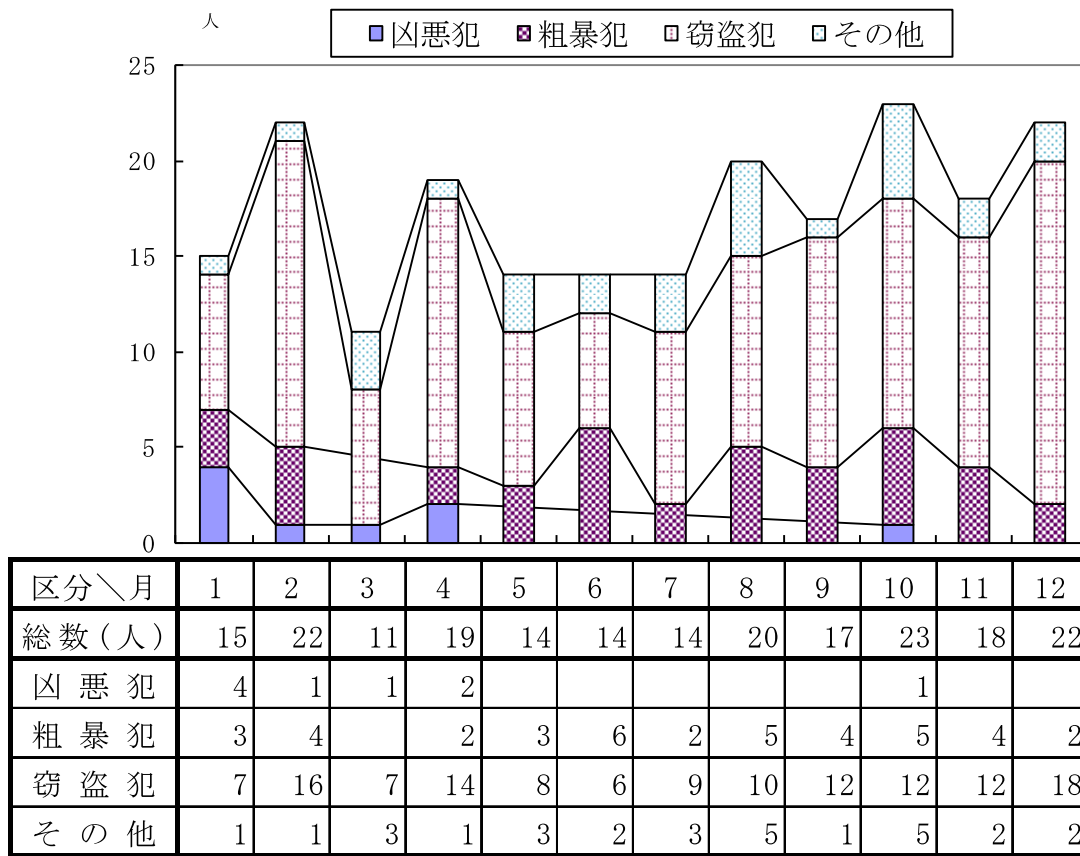


区分\年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総 数 （ 人 ）	345	298	279	214	146	136	106	151	211	209
再 犯 者	97	99	85	62	42	31	29	46	49	67
再犯者率 (%)	28.1	33.2	30.5	29.0	28.8	22.8	27.4	30.5	23.2	32.1

注：再犯の罪種は、同一罪種とは限らない。

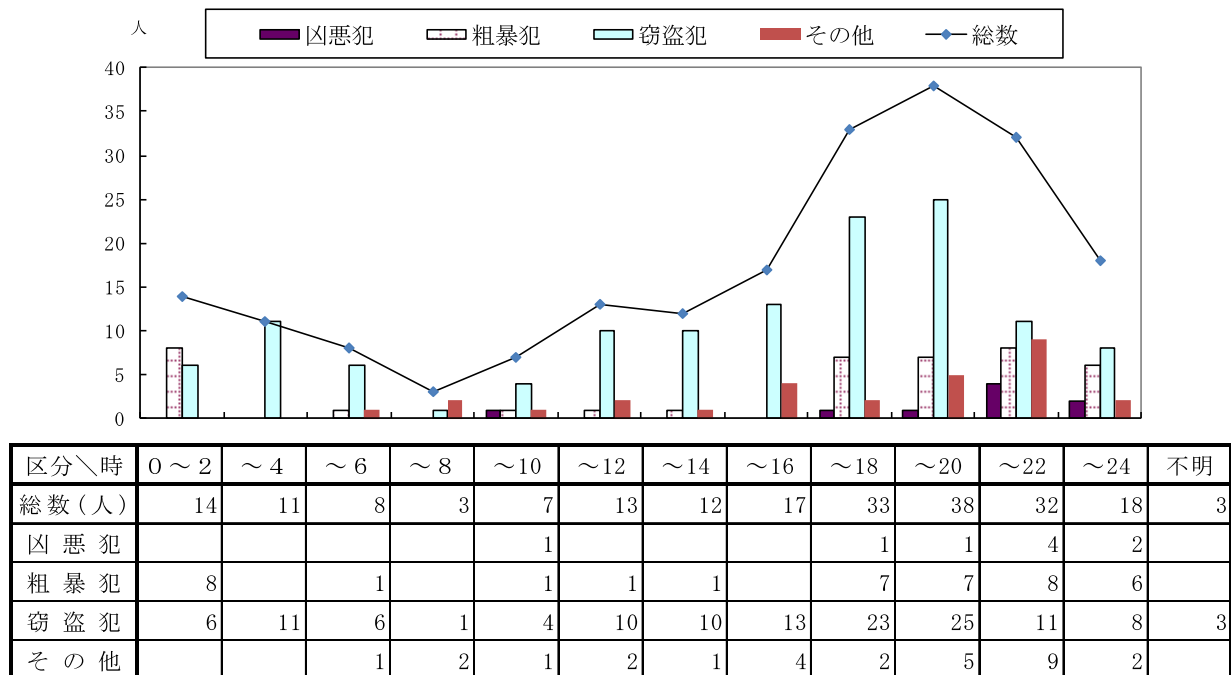
ク 非行月別（令和 7 年）

非行月別では、10月に最も多く、次いで2月、12月に多く非行が発生している。



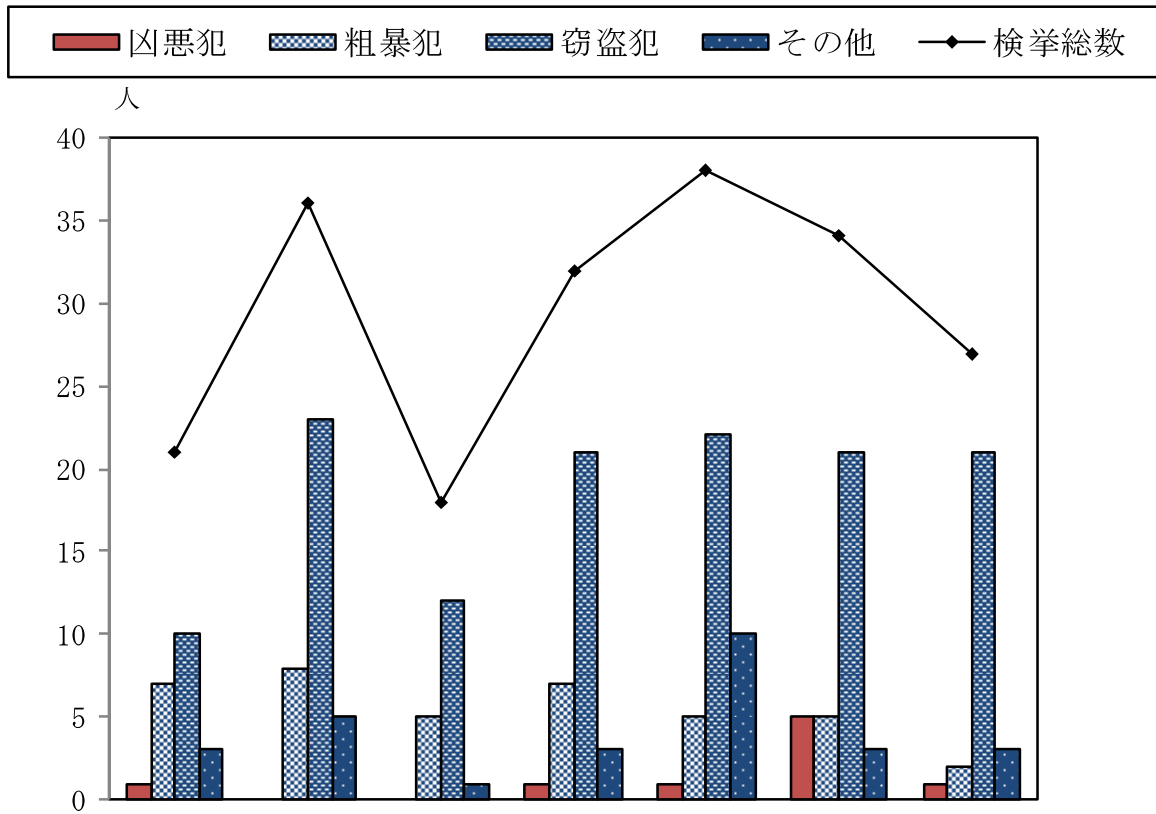
ケ 時間帯別（令和 7 年）

時間帯別では、18時から20時までの間に最も多く非行が発生している。



コ 曜日別（令和7年）

曜日別では、火曜日の非行の発生が最も少なくなっている。

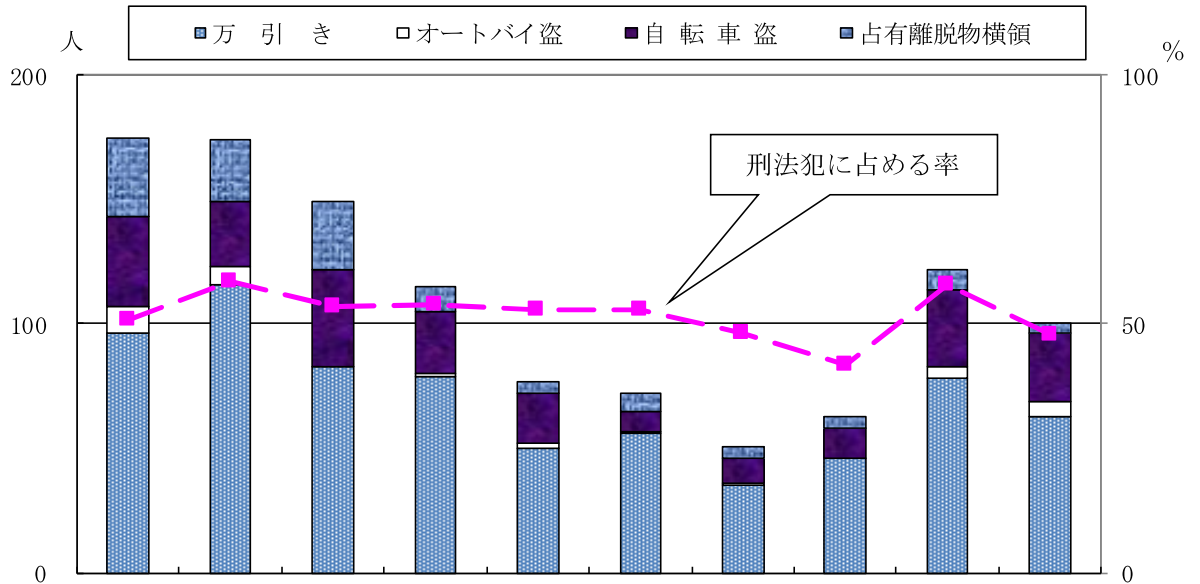


区分\曜日	日	月	火	水	木	金	土	不明
総数(人)	21	36	18	32	38	34	27	3
凶悪犯	1			1	1	5	1	
粗暴犯	7	8	5	7	5	5	2	1
窃盗犯	10	23	12	21	22	21	21	1
その他	3	5	1	3	10	3	3	1

サ 初発型非行の状況

(ア) 概要

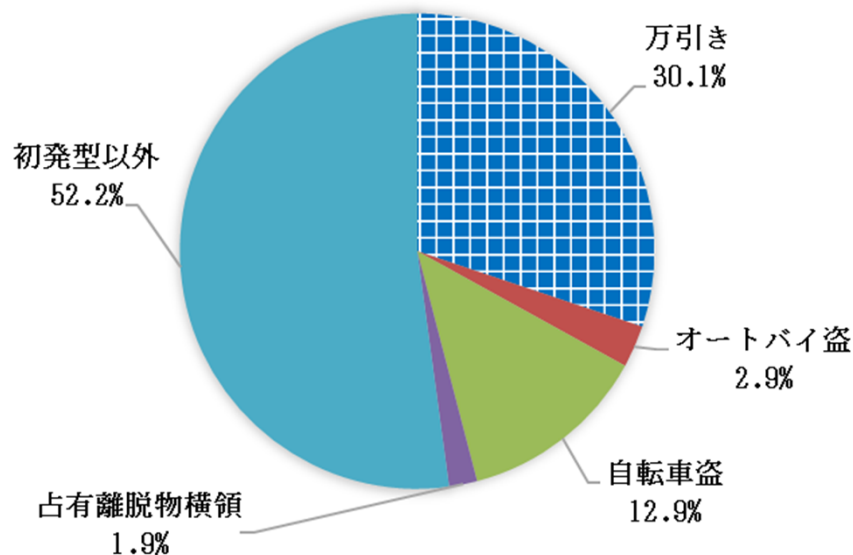
初発型非行の検挙人員は、刑法犯少年検挙人員総数の47.8%を占め、令和7年は100人と前年より22人（18.0%）減少している。



区分\年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
刑法犯総数(人)	345	298	279	214	146	136	106	151	211	209
初発型非行総数	175	174	149	115	77	72	51	63	122	100
刑法犯占有率%	50.7	58.4	53.4	53.7	52.7	52.9	48.1	41.7	57.8	47.8
万 引 き	96	116	83	79	50	56	35	46	78	63
オートバイ盗	11	7		1	2	1	1		5	6
自 転 車 盗	36	26	39	25	20	8	10	12	31	27
占有離脱物横領	32	25	27	10	5	7	5	5	8	4

(イ) 罪種・手口別（令和7年）

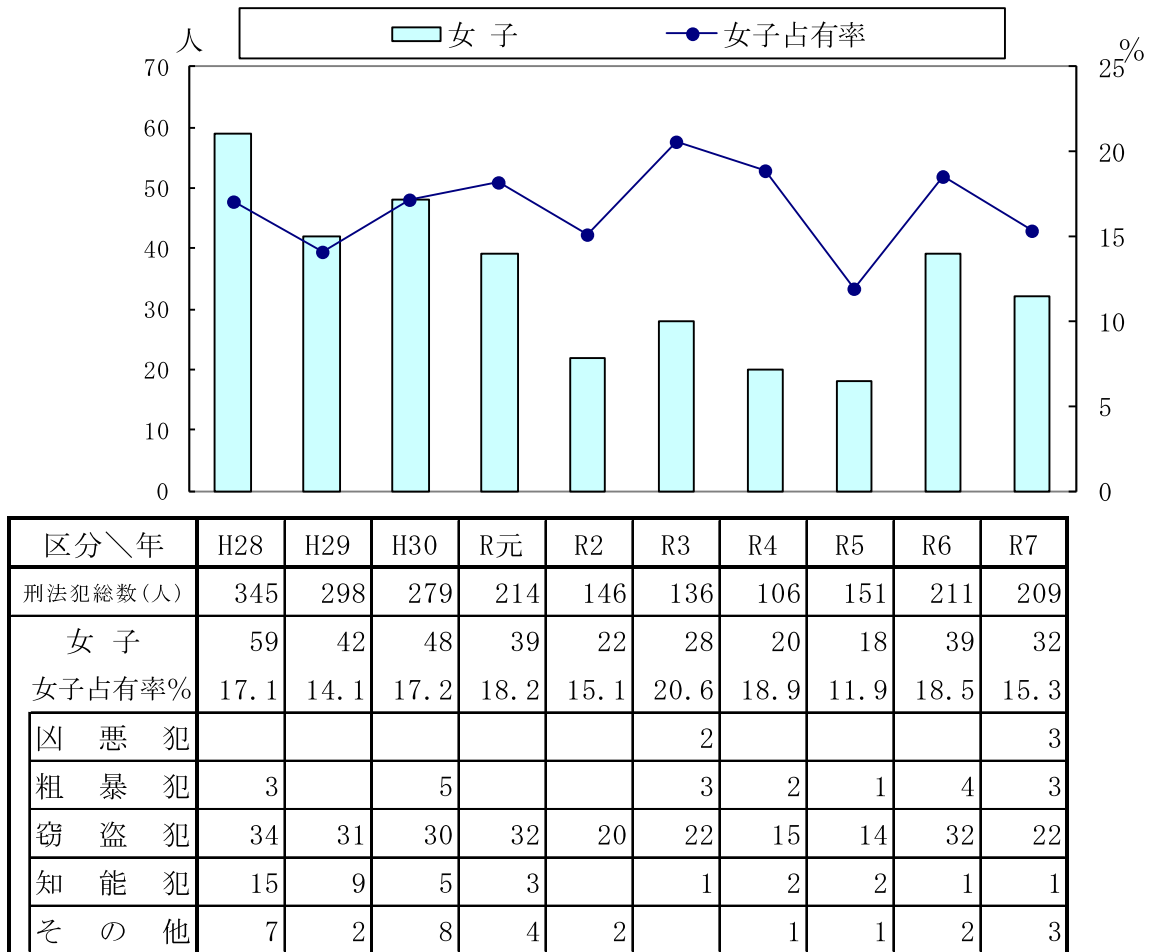
罪種・手口別の検挙人員は、万引きが最も多く、刑法犯少年検挙人員総数の30.1%を占めている。



シ 女子の非行

(ア) 概要

女子の非行総数は、令和7年は32人と、前年より7人（17.9%）減少した。

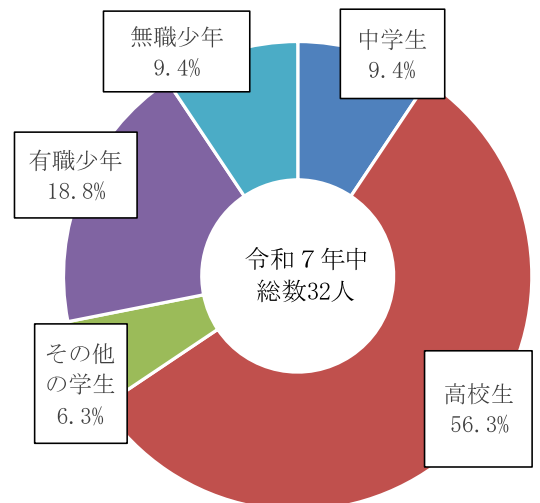


(イ) 学職別（令和7年）

女子の学職別では、令和7年は高校生の検挙人員が18人と最も多く、総数の56.3%を占めている。

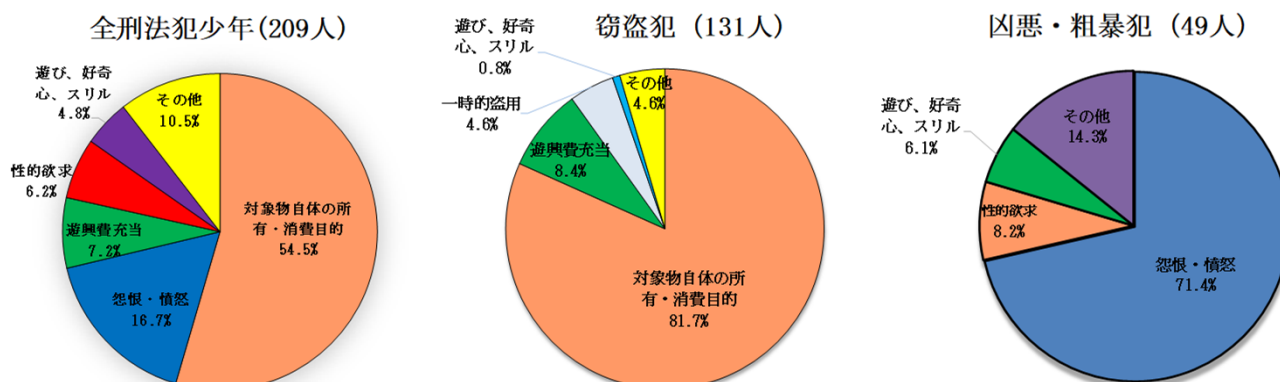
区 分 \ 年		R6	R7	増減数・増減率%	
刑法犯女子 少年総数		39	32	-7	-17.9
学 生	中 学 生	6	3	-3	-50.0
		15.4	9.4		
	高 校 生	21	18	-3	-14.3
		53.8	56.3		
生	その他の学生	3	2	-1	-33.3
		7.7	6.3		
有職少年		5	6	1	20.0
		12.8	18.8		
無職少年		4	3	-1	-25.0
		10.3	9.4		

注：下段は構成比（%）



ス 非行の原因・動機別

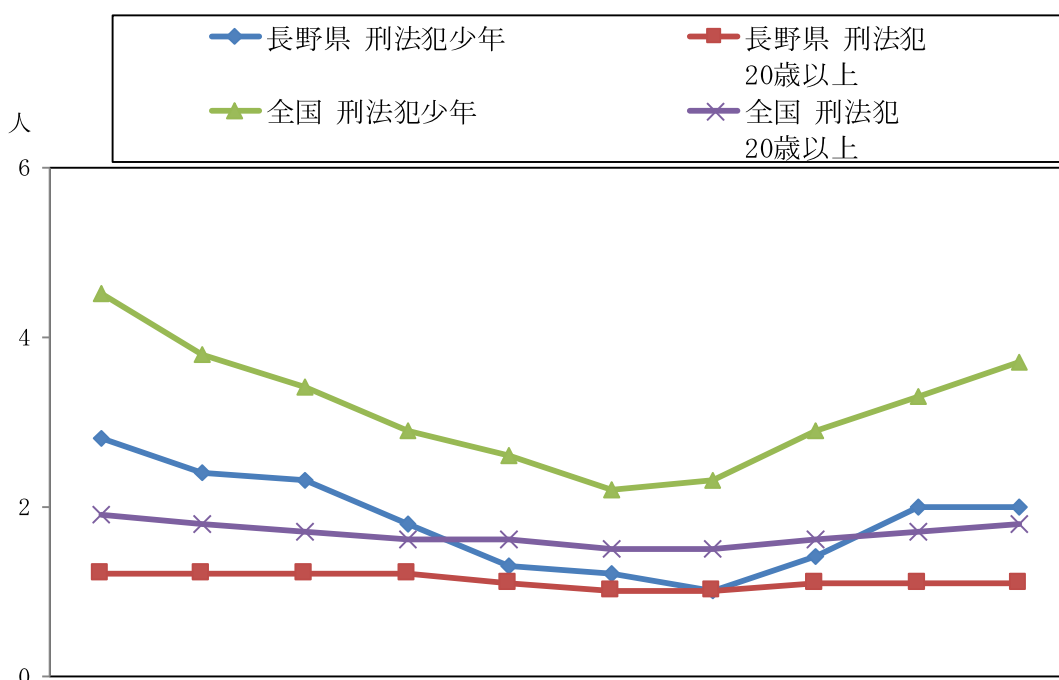
非行の原因・動機別では、令和7年は、窃盗犯は「対象物自体の所有・消費目的」、凶悪犯・粗暴犯は「怨恨・憤怒」が、主な動機・原因となっている。



セ 全国との比較

(ア) 人口比の推移

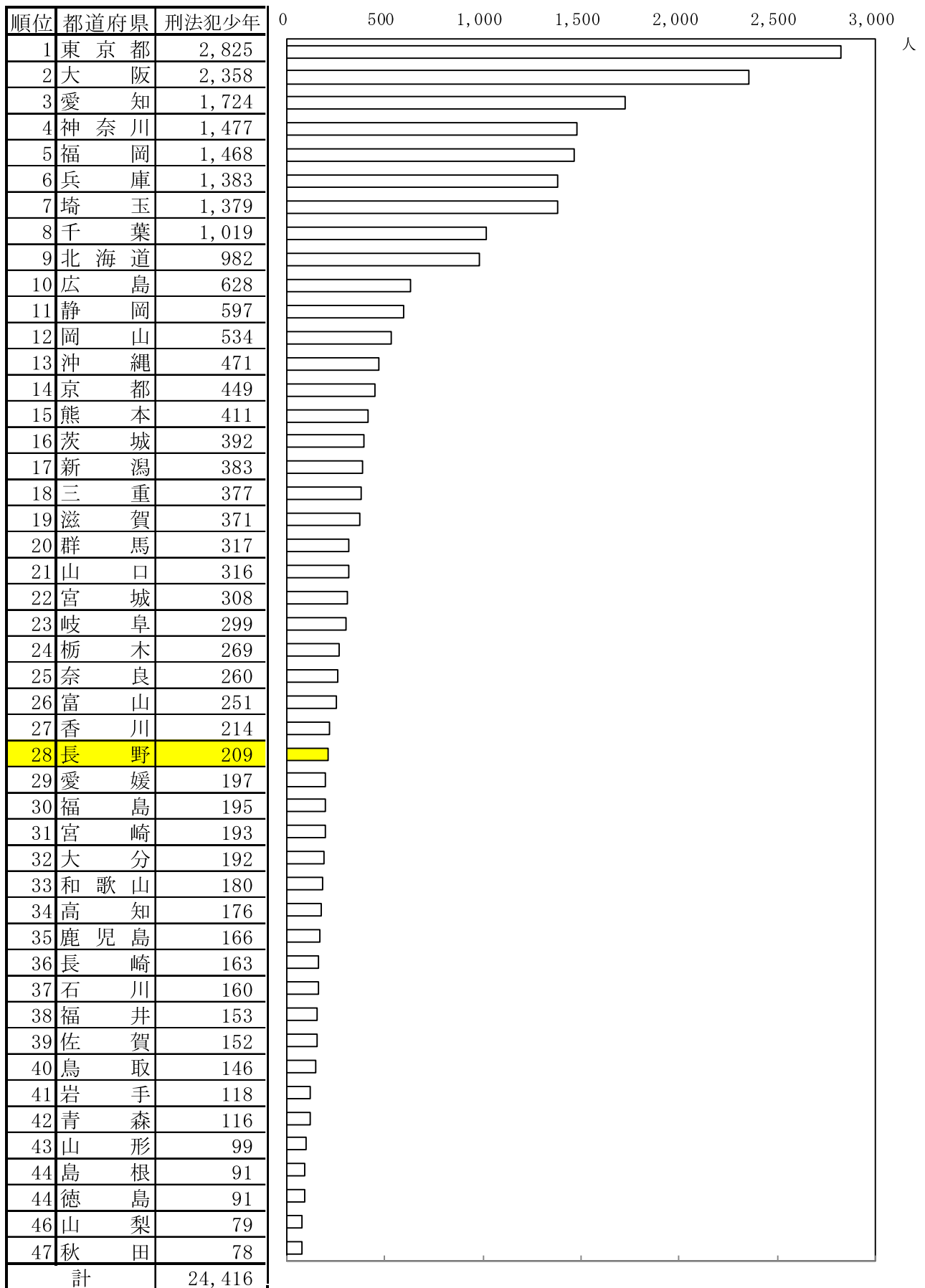
令和7年は全国で3.7ポイントと、前年より0.4ポイント増加し、長野県は2.0ポイントと、前年と同数であったが、20歳以上と比べ、高い水準にある。



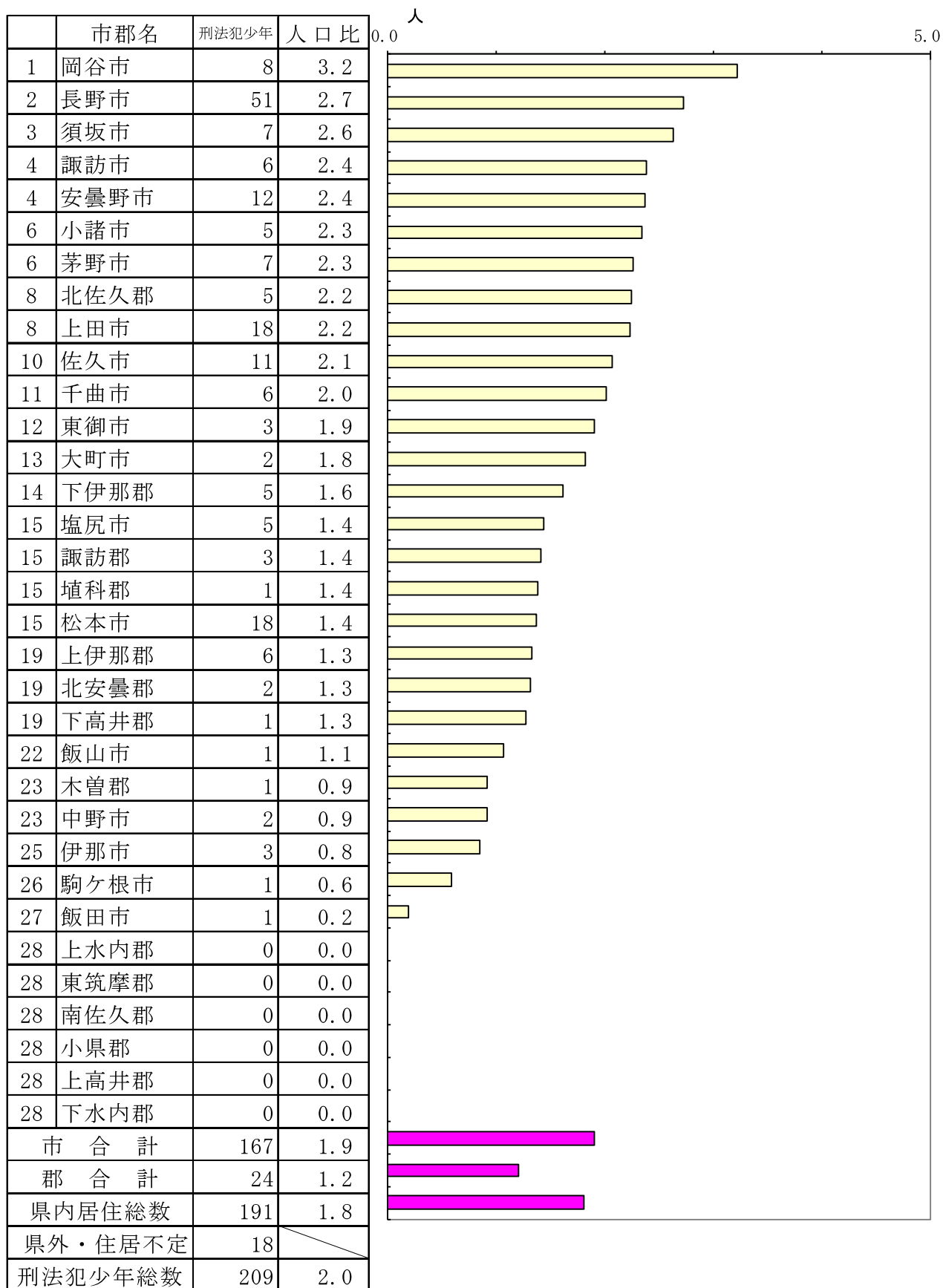
区分\年		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
長野県	刑法犯少年	2.8	2.4	2.3	1.8	1.3	1.2	1.0	1.4	2.0	2.0
	刑法犯 20歳以上	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1
全国	刑法犯少年	4.5	3.8	3.4	2.9	2.6	2.2	2.3	2.9	3.3	3.7
	刑法犯 20歳以上	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.6	1.7	1.8

注：刑法犯少年は14歳から19歳まで、刑法犯20歳以上の者は20歳以上の人口により算出

(イ) 刑法犯少年の全国順位



ソ 県内地域別の人口比比較

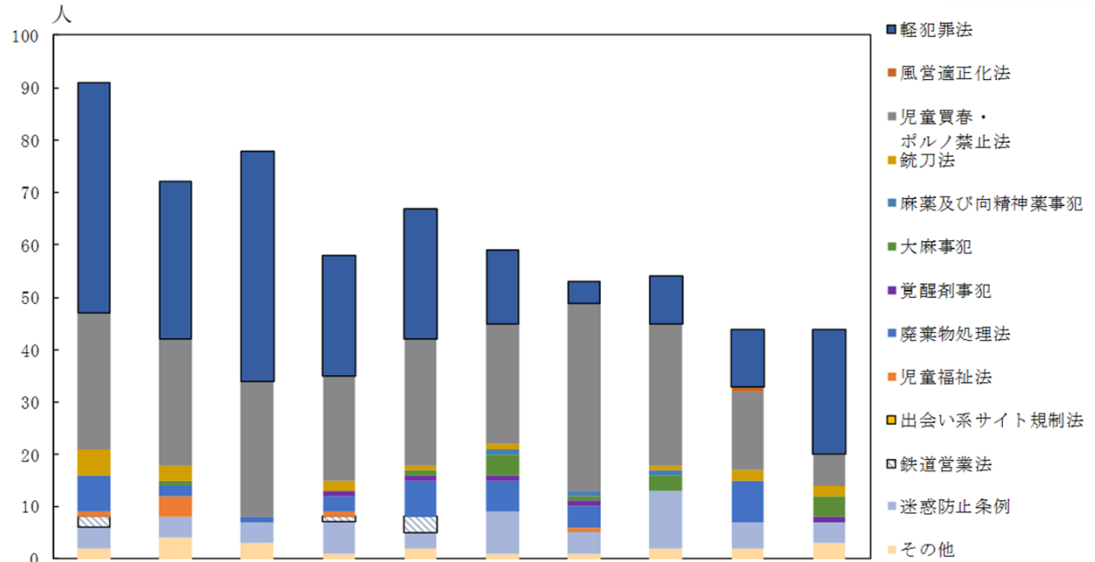


注：人口比は、令和7年10月1日現在の14歳から19歳までの人口（長野県企画振興部総合政策課統計室調べ）を元に算出

(2) 特別法犯少年

ア 概要

特別法犯少年の検挙人員は、令和7年は44人と、前年と同数で罪種別では、軽犯罪法違反が24人と前年より13人（118.2%）増加した。



区分\年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総数	91	72	78	58	67	59	53	54	44	44
軽犯罪法	44	30	44	23	25	14	4	9	11	24
風営適正化法									1	
児童買春・ポルノ禁止法	26	24	26	20	24	23	36	27	15	6
銃刀法	5	3		2	1	1		1	2	2
麻薬及び向精神薬事犯						1	1	1		
大麻事犯		1			1	4	1	3		4
覚醒剤事犯				1	1	1	1			1
廃棄物処理法	7	2	1	3	7	6	4		8	
児童福祉法	1	4		1			1			
出会い系サイト規制法										
鉄道営業法	2			1	3					
迷惑防止条例	4	4	4	6	3	8	4	11	5	4
その他	2	4	3	1	2	1	1	2	2	3

注1：道路交通関係法令違反は除く。

注2：令和7年中の「その他」は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、「著作権法」

注3：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の罪については、規制薬物の種類に応じて「麻薬及び向精神薬事犯」、「大麻事犯」、「覚醒剤事犯」に含めている。

注4：大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行日（令和6年12月12日）以降に麻薬及び向精神薬取締法において麻薬とされた「大麻・THC」の検挙は、引き続き「大麻事犯」に含み、「麻薬及び向精神薬事犯」には含まない。

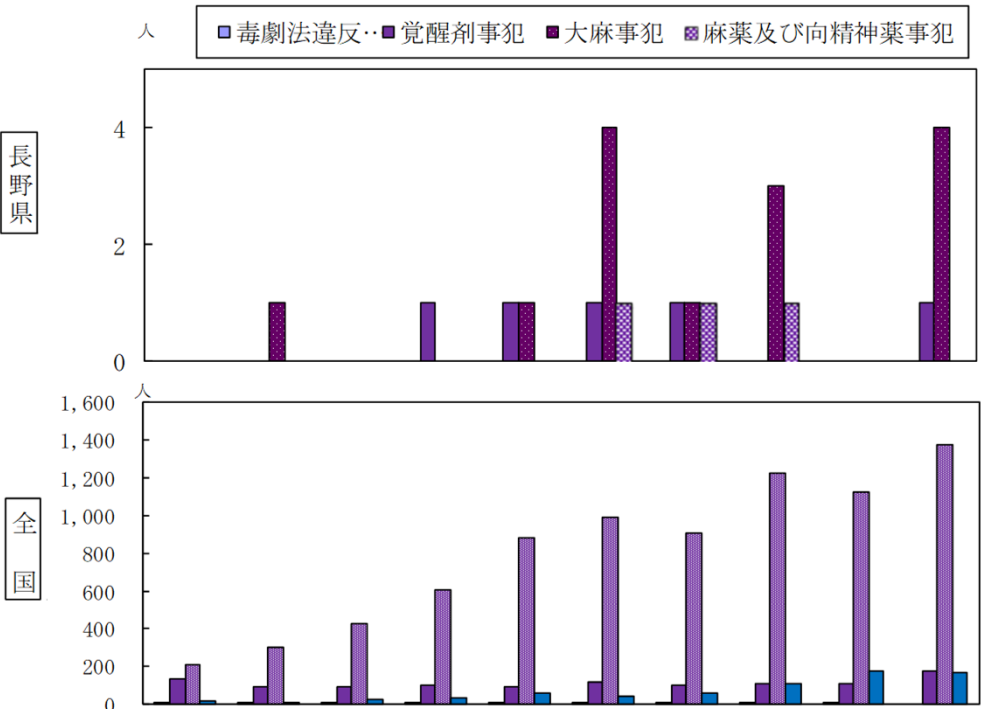
イ 学職別・年齢別（令和 7 年）

学職別の検挙人員は、高校生が19人、年齢別の検挙人員は、16歳が16人と最も多い。

学職・年齢 区 分	中学生	高校生	大学生	その他の 学生	有職者	無職者	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	計
軽 犯 罪 法		11	3		3	7		1	11	5	4	3	24
迷 惑 防 止 条 例		1	1	2				1				3	4
銃 刀 法					2				1		1		2
児童買春・児童ポルノ		5	1						3	1	1	1	6
犯罪収益移転防止法					1							1	1
大 麻 事 犯					3	1					2	2	4
覚 醒 剤 事 犯					1							1	1
著 作 権 法		2						1	1				2
計		19	5	2	10	8		3	16	6	8	11	44
構 成 比 （ % ）	0.0	43.2	11.4	4.5	22.7	18.2	0.0	6.8	36.4	13.6	18.2	25.0	100.0

ウ 薬物乱用

令和 7 年の長野県における薬物事犯検挙は、覚醒剤事犯 1 人、大麻事犯が 4 人であった。



区 分	年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
毒劇法違反 (シンナー等)	長野県										
	全 国	13	11	7	1	3	4	6	1	2	
覚醒剤事犯	長野県				1	1	1	1			1
	全 国	136	91	96	97	96	115	103	106	113	178
大麻事犯	長野県		1			1	4	1	3		4
	全 国	210	297	429	609	887	994	912	1222	1128	1373
麻薬及び向 精神薬事犯	長野県						1	1	1		
	全 国	14	13	24	37	60	46	58	113	176	169

※ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の罪については、規制薬物の種類に応じて「麻薬及び向精神薬事犯」、「大麻事犯」、「覚醒剤事犯」に含めている。

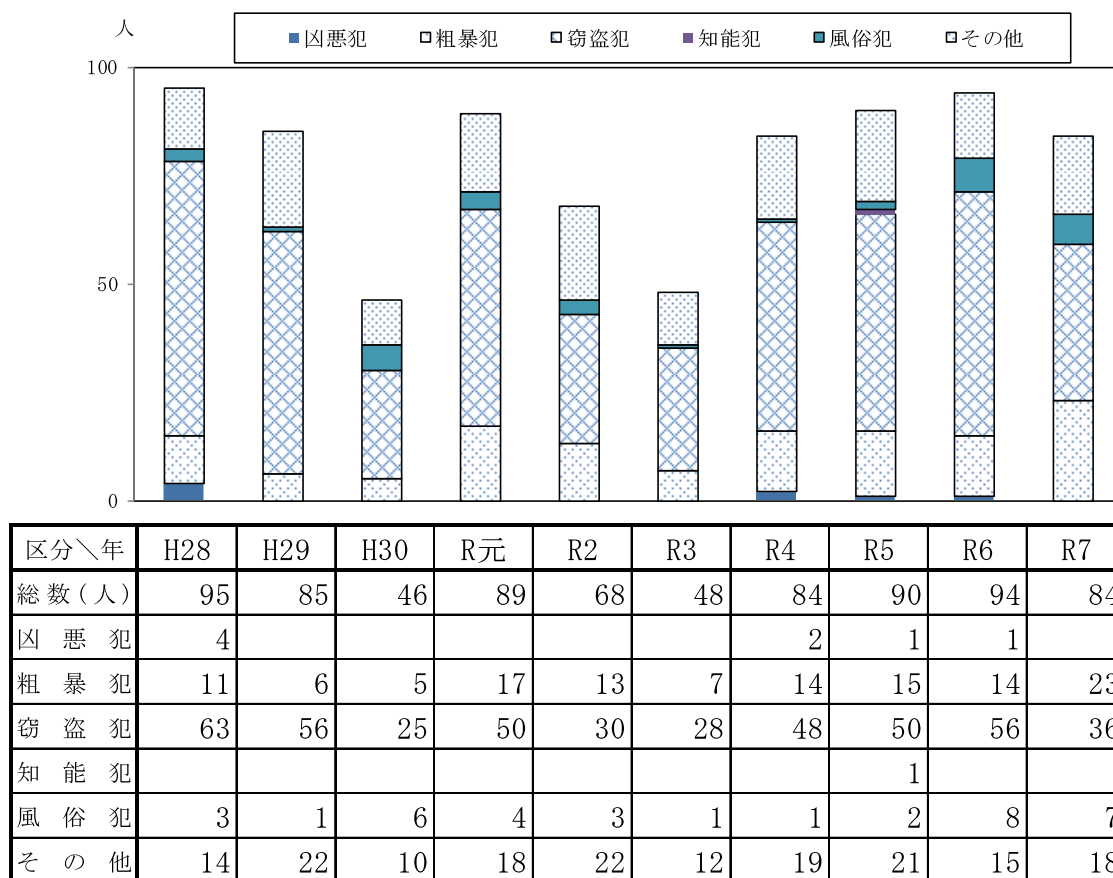
※ 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行日（令和 6 年12月12日）以降に麻薬及び向精神薬取締法において麻薬とされた「大麻・THC」の検挙は、引き続き「大麻事犯」に含み、「麻薬及び向精神薬事犯」には含まない。

3 触法少年

(1) 触法少年（刑法）

ア 概要

触法少年（刑法）の補導人員は、令和7年は84人と、前年より10人（10.6%）減少した。



イ 罪種別・年齢別・学職別（令和7年）

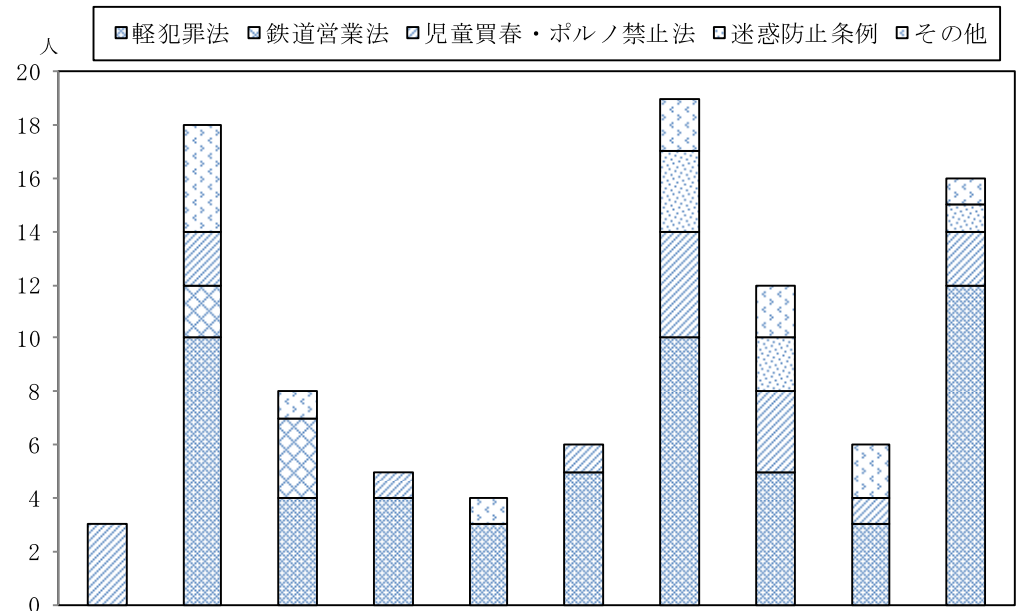
罪種別の補導人員は、窃盗犯が36人、手口別では万引きが21人、年齢別では13歳が26人と最も多い。

区分\年齢・学職	総数	8歳以下	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	未就学児童	小学生	中学生
総数(人)	84	15	7	9	11	16	26	1	47	36
凶悪犯										
粗暴犯	23	1		5	3	8	6		14	9
暴行	11			4	1	2	4		7	4
傷害	11	1		1	2	5	2		6	5
脅迫	1					1			1	
喝										
窃盗犯	36	6	5		7	4	14		19	17
空き巣										
出店荒らし										
学校荒らし										
自転車盗	5	1	1				3		2	3
万引き	21	3	3		5	2	8		12	9
置き引き	2	1					1		1	1
車上ねらい										
その他	8	1	1		2	2	2		4	4
知能犯										
風俗犯	7			1		3	3		1	6
その他	18	8	2	3	1	1	3	1	13	4
占有離脱物横領										

(2) 触法少年（特別法）

ア 概要

触法少年（特別法）の補導人員は、令和7年は16人と、前年より10人（166.7%）増加した。



区分\年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総 数 （ 人 ）	3	18	8	5	4	6	19	12	6	16
軽 犯 罪 法		10	4	4	3	5	10	5	3	12
鉄 道 営 業 法		2	3							
児童買春・ポルノ禁止法	3	2		1		1	4	3	1	2
迷 惑 防 止 条 例							3	2		1
そ の 他		4	1		1		2	2	2	1

※ 令和7年のその他は、「銃刀法」

イ 法令罪種別・年齢別・学職別（令和7年）

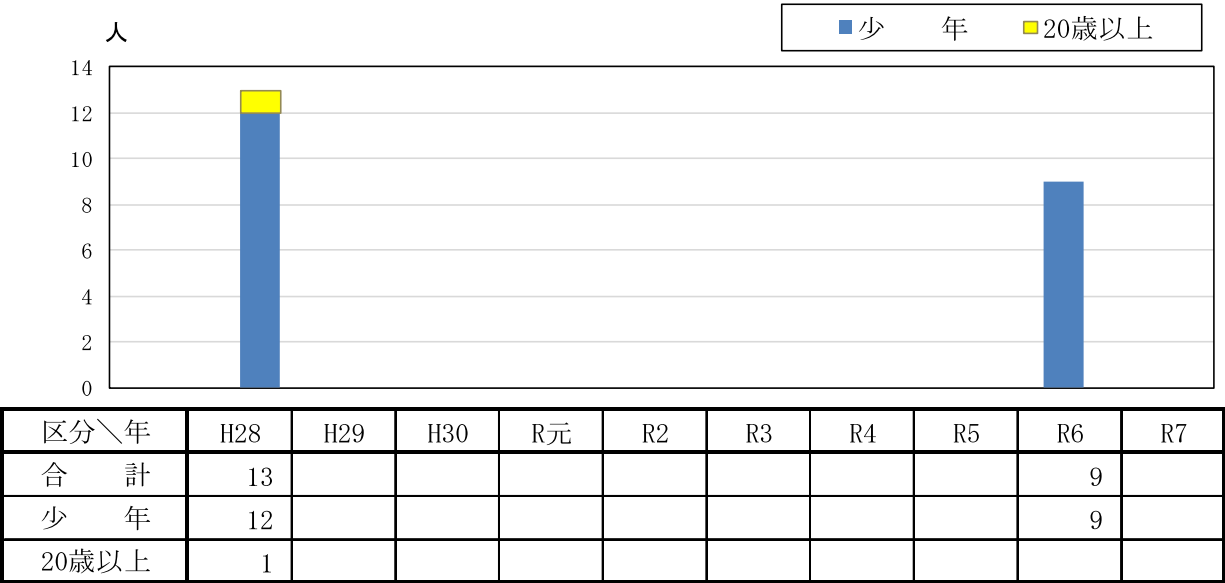
法令罪種別の補導人員は、軽犯罪法が12人と最も多い。

区 分 \ 年 齢 ・ 学 職	総 数	8歳以下	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	小学生	中学生
総 数 （ 人 ）	16	4	1	1	4	4	2	12	4
軽 犯 罪 法	12	4	1	1	4	1	1	11	1
児童買春・ポルノ禁止法	2					1	1		2
銃 刀 法	1					1		1	
迷 惑 防 止 条 例	1					1			1

第2 非行等の諸実態

1 共同危険型暴走族の状況

令和7年は、暴走族集団に加入していた少年の検挙はなかった。



注：共同危険型暴走族とは、集団による信号無視、騒音等の違反を行い、道路における危険、迷惑を及ぼすもの。

2 校内暴力事犯の状況

校内暴力事犯については、令和7年の事件数は16件と前年より2件（11.1％）減少した。

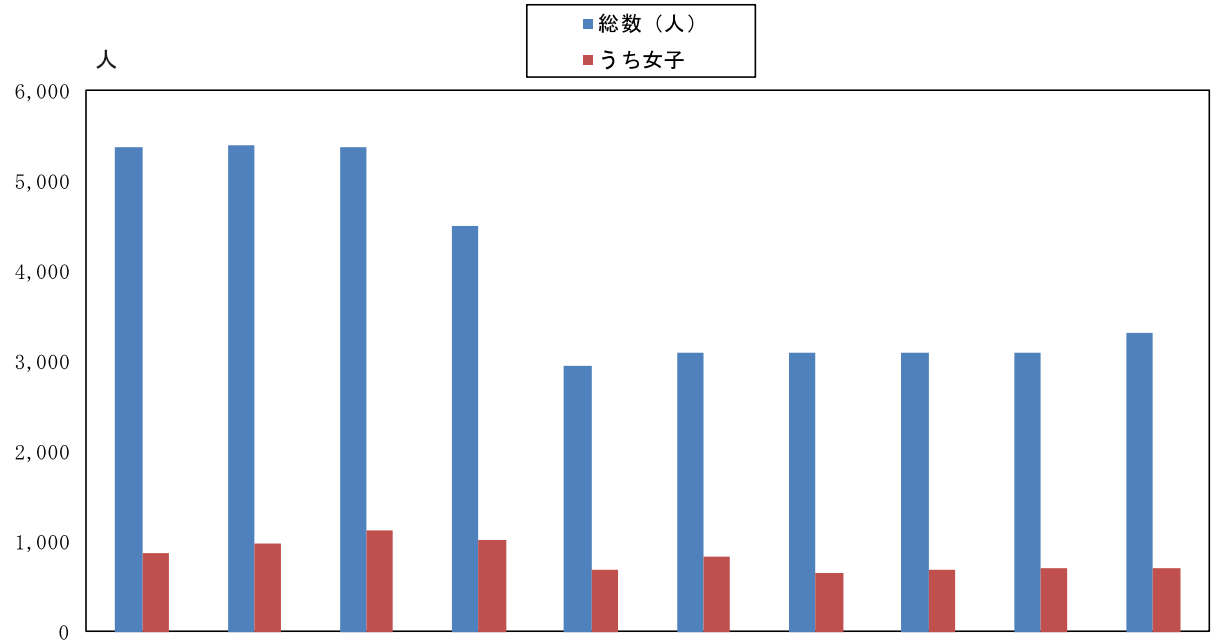
区分\年		H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
合 計	事 件 数 （ 件 ）	5	4	2	17	7	9	8	10	18	16
	検 挙 ・ 補 導 人 員 （ 人 ）	5	4	2	20	11	9	8	15	20	17
	被 害 者 数 （ 人 ）	2	4	2	17	7	9	5	15	20	16
小 学 生	事 件 数 （ 件 ）				4	3			6	8	6
	補 導 人 員 （ 人 ）				7	6			6	10	7
	被 害 者 数 （ 人 ）				4	3			6	10	6
中 学 生	事 件 数 （ 件 ）	5	3		12	4	7	8	4	8	7
	検 挙 ・ 補 導 人 員 （ 人 ）	5	3		12	5	7	8	9	8	7
	被 害 者 数 （ 人 ）	2	3		12	4	7	5	9	8	7
高 校 生	事 件 数 （ 件 ）		1	2	1		2			2	3
	検 挙 人 員 （ 人 ）		1	2	1		2			2	3
	被 害 者 数 （ 人 ）		1	2	1		2			2	3

注：校内暴力事犯とは、学校内における、教師に対する暴力事件、生徒間の暴力事件、学校施設・備品等に対する損壊事件をいう。ただし、犯行の原因・動機が学校教育と密接な関係を有する学校外における事件を含む。

第3 不良行為少年の状況

1 不良行為少年

不良行為少年の補導人員は、令和7年は3,312人と、前年より206人（6.6％）増加した。
態様別では「喫煙」が、1,474人と最も多く、全体の44.5％を占めている。

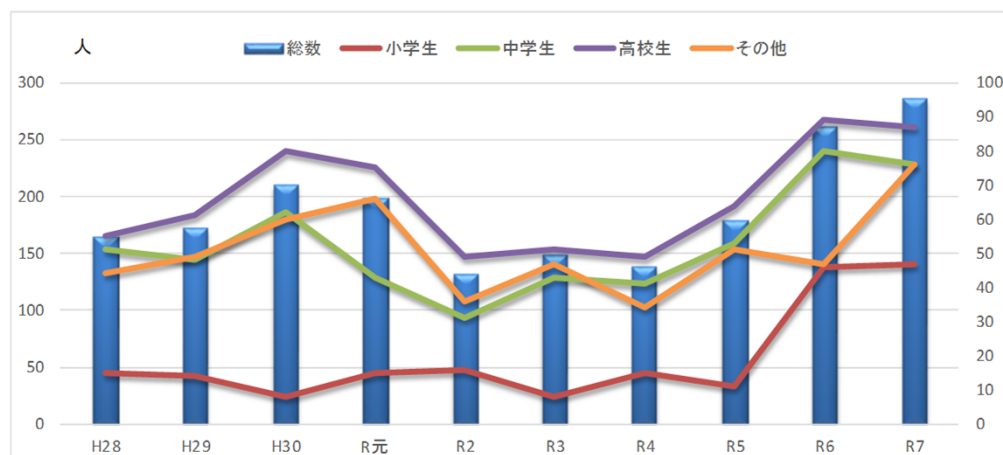


区分\年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総数（人）	5,381	5,404	5,385	4,507	2,959	3,096	3,101	3,105	3,106	3,312
うち女子	875	973	1,120	1,025	699	844	658	684	716	705
飲 酒	163	144	156	160	199	245	179	277	184	234
うち女子	27	31	23	41	61	95	65	88	63	72
喫 煙	1,137	1,072	1,061	832	840	1,014	938	1,071	1,204	1,474
うち女子	72	74	119	83	126	151	99	132	206	243
粗暴行為	314	188	148	69	139	138	221	153	183	117
うち女子	50	27	22	18	15	32	36	16	17	12
暴走行為	258	147	118	94	97	59	70	60	23	36
うち女子	15	12	9	4	8	4	3	6	4	1
深夜はいかい	2,926	3,403	3,522	3,068	1,427	1,215	1,255	1,189	1,189	1,200
うち女子	535	695	821	775	380	373	327	324	340	286
怠 学	164	169	146	100	76	105	97	58	25	36
うち女子	54	61	42	40	29	42	32	21	12	13
不良交友	152	134	73	68	80	100	162	135	118	98
うち女子	20	19	17	18	24	31	24	20	23	20
その他	267	147	161	116	101	220	179	162	180	117
うち女子	102	54	67	46	56	116	72	77	51	58

2 家出少年

(1) 概要

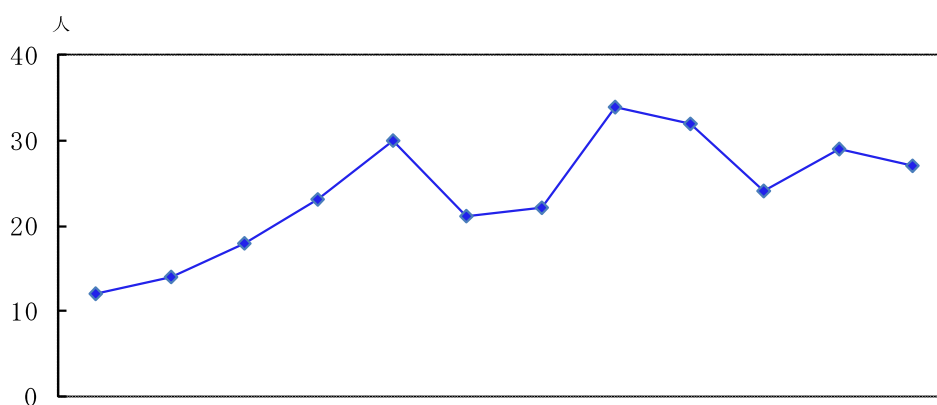
行方不明届の受理した少年の数は、令和7年は286人と前年より24人（9.2％）増加した。



学職 \ 年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総 数	165	172	210	199	132	149	139	179	262	286
小 学 生	15	14	8	15	16	8	15	11	46	47
中 学 生	51	48	62	43	31	43	41	53	80	76
高 校 生	55	61	80	75	49	51	49	64	89	87
そ の 他	44	49	60	66	36	47	34	51	47	76

(2) 月別（令和7年）

月別では、8月が34人と最も多い。

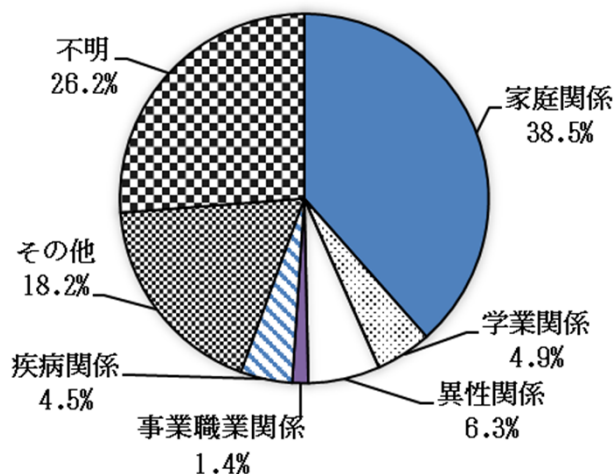


月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総数
人数	12	14	18	23	30	21	22	34	32	24	29	27	286

(3) 家出の原因・動機（令和7年）

家出の原因・動機は、家庭関係によるものが110人と最も多い。

原因・動機	年	人 員	構成比 (%)
総 数		286	100.0
家 庭 関 係		110	38.5
学 業 関 係		14	4.9
異 性 関 係		18	6.3
事業職業関係		4	1.4
疾 病 関 係		13	4.5
そ の 他		52	18.2
不 明		75	26.2



(4) 児童・生徒別の原因・動機（令和7年）

児童・生徒別の原因・動機は、小学生、中学生、高校生ともに、家庭関係が最も多い。

区分	原因・動機	総 数	家 庭	学 業	異 性	事 業	疾 病	その他	不 明
小 学 生	人 員	47	19	2	1		4	6	15
	構成比 (%)	100.0	40.4	4.3	2.1		8.5	12.8	31.9
中 学 生	人 員	76	39	4	4		1	6	22
	構成比 (%)	100.0	51.3	5.3	5.3		1.3	7.9	28.9
高 校 生	人 員	87	33	6	5		6	11	26
	構成比 (%)	100.0	37.9	6.9	5.7		6.9	12.6	29.9

(5) 少年と20歳以上の者の原因・動機の比較（令和7年）

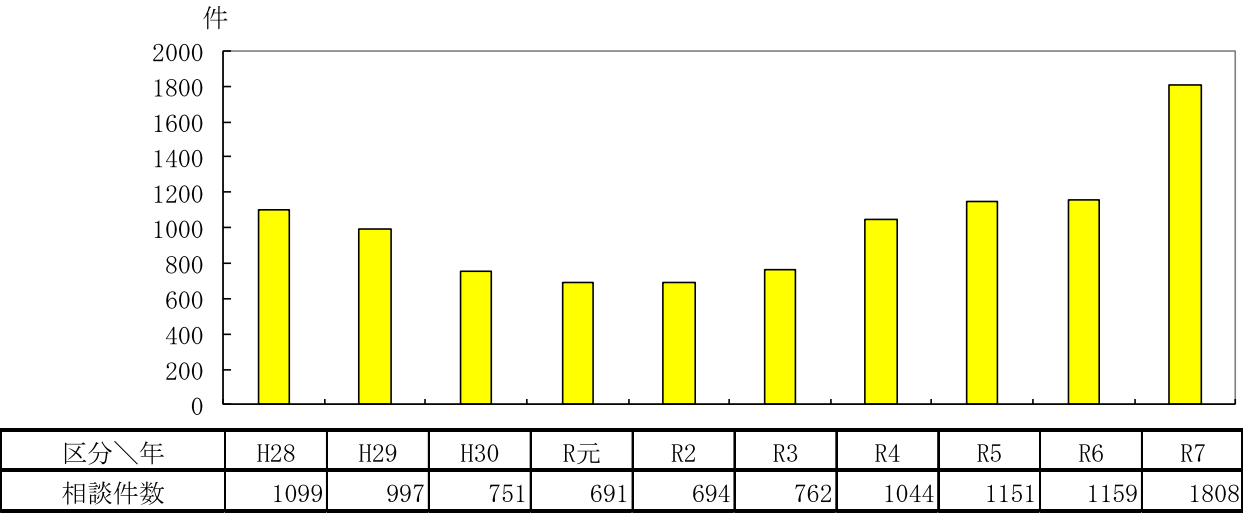
少年と20歳以上の者の原因・動機の比較は、少年は家庭関係が110人、20歳以上の者は疾病関係が440人と最も多い。

区分	原因・動機	総 数	家 庭	学 業	異 性	事 業	疾 病	その他	不 明
総 数	人 員	1,419	270	21	37	65	453	187	386
	構成比 (%)	100.0	19.0	1.5	2.6	4.6	31.9	13.2	27.2
少 年	人 員	286	110	14	18	4	13	52	75
	構成比 (%)	100.0	38.5	4.9	6.3	1.4	4.5	18.2	26.2
20歳以上	人 員	1133	160	7	19	61	440	135	311
	構成比 (%)	100.0	14.1	0.6	1.7	5.4	38.8	11.9	27.4

第4 少年相談の状況

1 概要

少年相談件数は、令和7年は1,808件と、前年より649件（56.0%）増加した。



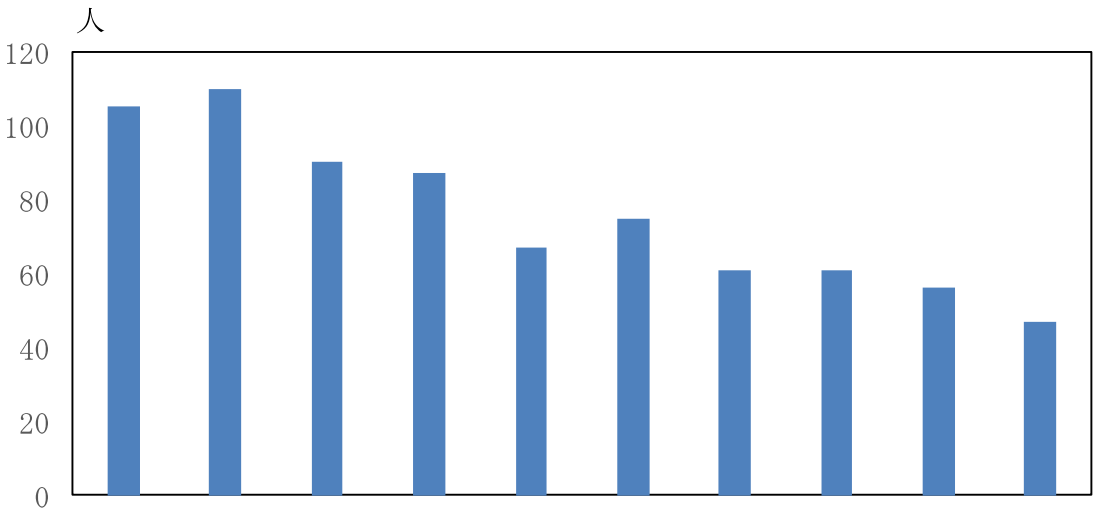
2 相談者・相談内容（令和7年）

相談者のうち、少年自身からの相談は299件、保護者からの相談は928件であり、相談内容は、家庭問題が762件と最も多い。

対 応	合 計	非 行 問 題						学 校 問 題				家 庭 問 題		交 友 問 題	健 康 問 題	犯 罪 被 害	自 殺 関 係	そ の 他	
		窃 盗	薬 物 乱 用	性 的 逸 脱 行 為	不 良 行 為			校 内 暴 力	不 登 校	い じめ	生 徒 指 導		児 童 虐 待						家 庭 内 暴 力
相 談 件 数	1,808	383	60	12	32	269	145	24	2	33	35	762	622	52	106	48	93	23	248
少 年 自 身	299	35	9	2	7	16	20	2		7	4	106	86	4	29	11	38	5	55
保 護 者	928	97	28	2	10	48	74	10	1	24	7	550	460	44	59	17	37	6	88
そ の 他	581	251	23	8	15	205	51	12	1	2	24	106	76	4	18	20	18	12	105

第5 少年の福祉を害する犯罪の状況

少年の福祉を害する犯罪の検挙人員は、令和7年は47人と、前年より9人（16.1%）減少した。



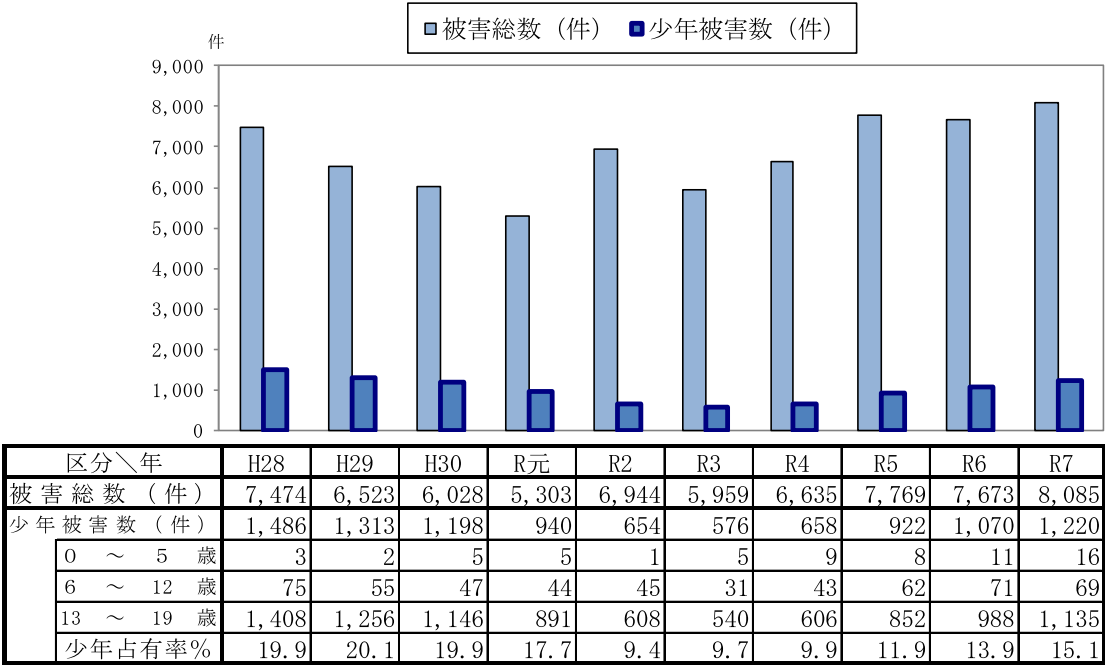
区分\年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総数(人)	105	110	90	87	67	75	61	61	56	47
二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律	2	3			2	1	2	2		
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律	38	39	31	23	19	25	4	7	5	7
風営適正化法	6	6		2	2	1				2
児童福祉法	6	6	1	3	1	2	1	1	1	
児童買春・ポルノ禁止法	52	52	53	56	38	44	49	44	25	13
売春防止法										
出会い系サイト規制法										
覚醒剤取締法					1		1	1		
大麻取締法		1								
麻薬及び向精神薬取締法			1			1				
労働基準法			1				3		4	
職業安定法										
青少年保護育成条例	1	3	3	3	4	1	1	2		
性的姿態撮影等処罰法	－	－	－	－	－	－	－	4	21	25

第6 被害少年の状況

1 刑法犯被害少年

(1) 概要

少年が主たる被害者となる刑法犯の認知件数は、令和7年は1,220件と、前年より150件（14.0%）増加し、年齢層別では、13歳から19歳までの被害が1,135件と最も多い。



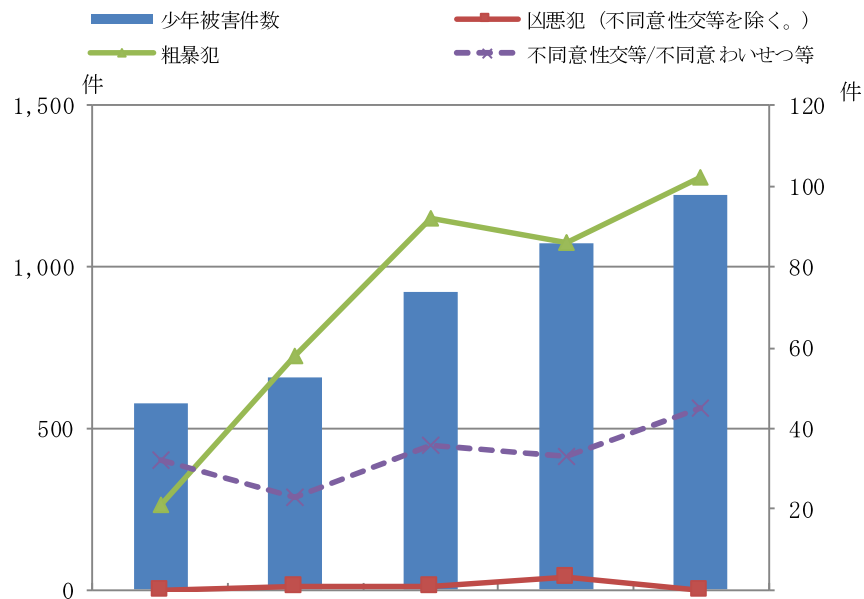
(2) 包括罪種別・年齢別

包括罪種別・年齢別認知件数は、令和7年は、13歳から19歳の窃盗犯が総数の77.0%を占めている。

区分\年		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
少年被害件数		1,486	1,313	1,198	940	654	576	658	922	1,070	1,220
凶悪犯	0～5歳	1		1	1	1					1
	6～12歳	1		1		1	1	1	4	4	5
	13～19歳	5	2	5	5	4	8	5	10	15	18
	計	7	2	7	6	6	9	6	14	19	24
粗暴犯	0～5歳	1	2	1	3		5	8	7	10	9
	6～12歳	8	7	10	16	9	5	16	17	18	23
	13～19歳	61	58	60	47	31	32	34	68	58	70
	計	70	67	71	66	40	42	58	92	86	102
窃盗犯	0～5歳										
	6～12歳	47	33	24	22	15	12	13	27	19	23
	13～19歳	1,223	1,055	966	756	510	434	496	680	813	940
	計	1,270	1,088	990	778	525	446	509	707	832	963
知能犯	0～5歳										
	6～12歳									1	
	13～19歳	10	15	14	10	3	2	2	10	12	10
	計	10	15	14	10	3	2	2	10	13	10
風俗犯	0～5歳									1	3
	6～12歳	16	14	11	5	17	12	11	12	23	18
	13～19歳	58	58	40	35	23	30	29	52	58	61
	計	74	72	51	40	40	42	40	64	82	82
その他の刑法犯	0～5歳	1		3	1			1	1		3
	6～12歳	3	1	1	1	3	1	2	2	6	
	13～19歳	51	68	61	38	37	34	40	32	32	36
	計	55	69	65	40	40	35	43	35	38	39

(3) 包括罪種別・学職別

凶悪犯（不同意性交等を除く）、粗暴犯、不同意性交等・不同意わいせつにおける被害件数は、罪種別では、粗暴犯が102件と最も多く、学職別では高校生が788件と最も多く被害に遭っている。



区 分 \ 年		R3	R4	R5	R6	R7	前年比 (件・比率%)	
少年被害件数	小 学 生	27	32	55	57	53	-4	-7.0
	中 学 生	48	59	95	102	131	29	28.4
	高 校 生	344	391	564	693	788	95	13.7
	凶悪犯 (不同意性交等を除く)		1	1	3		-3	-100.0
	小 学 生		1		1		-1	-100.0
	中 学 生						0	-
	高 校 生			1			0	-
	粗 暴 犯	21	58	92	86	102	16	18.6
	小 学 生	5	12	15	16	22	6	37.5
	中 学 生	6	9	14	16	13	-3	-18.8
不同意性交等/不同意わいせつ等	高 校 生	10	16	31	30	38	8	26.7
	不同意性交等/不同意わいせつ等	32	23	36	33	45	12	36.4
	小 学 生	8	3	7	6	10	4	66.7
	中 学 生	2	3	12	9	15	6	66.7
	高 校 生	10	6	9	8	16	8	100.0

(4) 児童買春・ポルノ被害

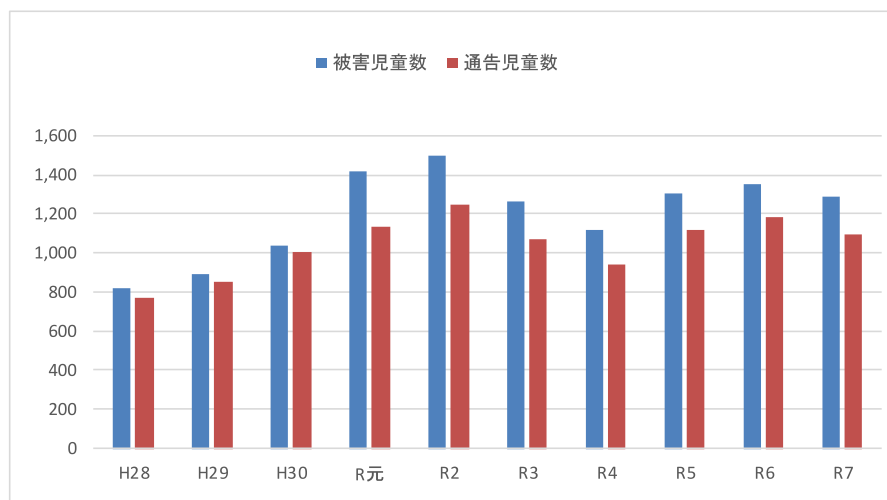
児童買春・児童ポルノの被害児童は、令和7年は14人と前年より1人（6.7%）減少した。

区 分 \ 年		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
児童買春	検 挙 件 数	13	10	11	12	3	8	3	4	4	1
	検 挙 人 員	13	9	11	11	3	8	3	4	2	1
	被 害 児 童	11	7	9	7	2	3	3	2	1	1
児童ポルノ	検 挙 件 数	37	44	44	55	42	44	57	47	34	25
	検 挙 人 員	39	43	42	45	35	36	46	40	23	12
	被 害 児 童	21	17	18	19	21	14	23	24	14	13
被 害 児 童 総 数		32	24	27	26	23	17	26	26	15	14

2 児童虐待

(1) 概要

警察から児童相談所に通告した児童数は、令和7年は1094人と前年より91人(7.6%)減少した。



区分\年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
被害児童数	819	892	1,037	1,415	1,498	1,264	1,119	1,303	1,356	1,285
通告児童数	775	850	1,003	1,133	1,246	1,067	937	1,122	1,185	1,094
身体的虐待	203	185	200	242	254	183	164	182	186	169
性的虐待	5	3	2	2	1	2	1	3	4	8
怠慢・拒否	56	52	59	53	65	46	35	58	65	75
心理的虐待	511	610	742	836	926	836	737	879	930	842

(2) 検挙件数

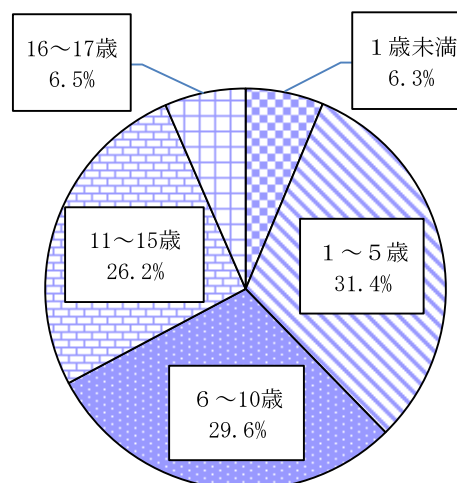
令和7年の検挙件数は33件と、前年より4件(10.8%)減少した。

区分\年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
認知件数	504	555	662	930	878	750	654	748	774	745
うち事件検挙	9	8	7	20	9	10	20	31	37	33

(3) 被害児童数(令和7年)

警察から児童相談所に通告した年齢別被害児童数は、1歳から5歳までの児童が403人と最も多い。

区分\年	R7	構成比(%)
被害児童数	1,285	100.0%
1歳未満	81	6.3%
1～5歳	403	31.4%
6～10歳	380	29.6%
11～15歳	337	26.2%
16～17歳	84	6.5%



付 表

第1表 全国刑法犯少年検挙人員状況表

年 \ 区 分	人 員	年 \ 区 分	人 員
昭和24年	107,071	63	193,206
25	121,003	平成元年	165,053
26	126,519	2	154,168
27	106,831	3	149,663
28	90,588	4	133,882
29	85,504	5	133,132
30	87,789	6	131,268
31	89,789	7	126,249
32	100,791	8	133,581
33	107,442	9	152,825
34	118,087	10	157,385
35	121,634	11	141,721
36	131,293	12	132,336
37	135,879	13	138,654
38	142,053	14	141,775
39	151,346	15	144,404
40	145,626	16	134,847
41	148,249	17	123,715
42	129,523	18	112,817
43	117,125	19	103,224
44	107,312	20	90,966
45	113,295	21	90,282
46	107,107	22	85,846
47	100,851	23	77,696
48	108,211	24	65,448
49	115,453	25	56,469
50	116,782	26	48,361
51	115,628	27	38,921
52	119,199	28	31,516
53	136,801	29	26,797
54	143,158	30	23,489
55	166,073	令和元年	19,914
56	184,902	2	17,476
57	191,930	3	14,818
58	196,783	4	14,887
59	192,665	5	18,949
60	194,117	6	21,762
61	185,373	7	24,416
62	187,192		

注：昭和41年以降は、交通事故による業務上(重)過失致死傷罪を除く。

第2表 少年・20歳以上の者の検挙人員年別比率表

年\区分	刑法犯総数	少年 検 挙 人 員	20 歳 以 上 検 挙 人 員	比 率 %	
				少 年	20 歳 以 上
昭和24年	10,507	1,764	8,743	16.8	83.2
30	7,055	1,029	6,026	14.6	85.4
31	7,165	1,148	6,017	16.0	84.0
32	7,898	1,231	6,667	15.6	84.4
33	8,473	1,505	6,968	17.8	82.2
34	8,930	1,738	7,192	19.5	80.5
35	9,595	2,068	7,527	21.6	78.4
36	10,039	2,174	7,865	21.7	78.3
37	9,427	2,124	7,303	22.5	77.5
38	9,690	2,371	7,319	24.5	75.5
39	11,093	2,644	8,449	23.8	76.2
40	11,685	2,777	8,908	23.8	76.2
41	6,271	1,982	4,289	31.6	68.4
42	5,902	1,777	4,125	30.1	69.9
43	5,671	1,560	4,111	27.5	72.5
44	5,450	1,493	3,957	27.4	72.6
45	5,338	1,513	3,825	28.3	71.7
46	4,906	1,475	3,431	30.1	69.9
47	4,917	1,433	3,484	29.1	70.9
48	5,344	1,652	3,692	30.9	69.1
49	5,103	1,860	3,243	36.4	63.6
50	4,693	1,556	3,137	33.2	66.8
51	4,963	1,554	3,409	31.3	68.7
52	4,678	1,423	3,255	30.4	69.6
53	5,064	1,855	3,209	36.6	63.4
54	4,924	1,930	2,994	39.2	60.8
55	4,951	2,335	2,616	47.2	52.8
56	5,247	2,714	2,533	51.7	48.3
57	5,782	2,946	2,836	51.0	49.0
58	5,331	2,852	2,479	53.5	46.5
59	5,736	3,035	2,701	52.9	47.1
60	5,513	3,034	2,479	55.0	45.0
61	4,898	2,514	2,384	51.3	48.7
62	5,094	2,760	2,334	54.2	45.8
63	5,317	3,009	2,308	56.6	43.4
平成元年	4,857	2,886	1,971	59.4	40.6
2	4,762	2,888	1,874	60.6	39.4
3	4,023	2,324	1,699	57.8	42.2
4	3,589	1,961	1,628	54.6	45.4
5	3,709	1,962	1,747	52.9	47.1
6	3,682	1,881	1,801	51.1	48.9
7	3,814	1,860	1,954	48.8	51.2
8	3,938	1,908	2,030	48.5	51.5
9	5,120	2,836	2,284	55.4	44.6
10	4,705	2,515	2,190	53.5	46.5
11	4,828	2,435	2,393	50.4	49.6
12	4,788	2,196	2,592	45.9	54.1
13	4,522	2,296	2,226	50.8	49.2
14	5,133	2,527	2,606	49.2	50.8
15	5,403	2,403	3,000	44.5	55.5
16	5,125	1,942	3,183	37.9	62.1
17	4,811	1,943	2,868	40.4	59.6
18	4,947	1,738	3,209	35.1	64.9
19	4,867	1,339	3,528	27.5	72.5
20	5,005	1,389	3,616	27.8	72.2
21	4,959	1,528	3,431	30.8	69.2
22	4,537	1,548	2,989	34.1	65.9
23	4,494	1,309	3,185	29.1	70.9
24	4,061	1,007	3,054	24.8	75.2
25	3,766	921	2,845	24.5	75.5
26	3,198	716	2,482	22.4	77.6
27	2,785	495	2,290	17.8	82.2
28	2,411	345	2,066	14.3	85.7
29	2,391	298	2,093	12.5	87.5
30	2,350	279	2,071	11.9	88.1
令和元年	2,184	214	1,970	9.8	90.2
2	1,916	146	1,770	7.6	92.4
3	1,812	136	1,676	7.5	92.5
4	1,762	106	1,656	6.0	94.0
5	1,888	151	1,737	8.0	92.0
6	1,982	211	1,771	10.6	89.4
7	2,102	209	1,893	9.9	90.1

注：昭和41年以降は、交通事故による業務上(重)過失致死傷罪を除く。

第3表 刑法犯少年（含触法）に占める学職別検挙・補導人員状況表

年\区分	刑 法 犯 少 年 (触 法 を 含 む 。) 総 数	学 職 別 検 挙 ・ 補 導 人 員				少年総数に占める比率%
		小 学 生	中 学 生	高 校 生	計	
昭和24年	2,112	235	428	140	803	38.0
30	1,301	149	261	146	556	42.7
31	1,599	227	371	147	745	46.6
32	1,647	236	294	195	725	44.0
33	1,965	265	362	235	862	43.9
34	2,323	317	498	222	1,037	44.6
35	2,873	398	617	384	1,399	48.7
36	2,978	391	677	450	1,518	51.0
37	2,884	356	769	429	1,554	53.9
38	3,197	429	720	528	1,677	52.5
39	3,313	343	625	766	1,734	52.3
40	3,362	291	565	834	1,690	50.3
41	2,585	334	505	582	1,421	55.0
42	2,240	273	398	505	1,176	52.5
43	2,078	328	376	533	1,237	59.5
44	2,066	322	507	466	1,295	62.7
45	2,070	321	430	635	1,386	67.0
46	2,045	331	497	603	1,431	70.0
47	2,037	333	525	608	1,466	72.0
48	2,195	334	555	840	1,729	78.8
49	2,405	312	633	928	1,873	77.9
50	2,136	326	516	850	1,692	79.2
51	2,095	369	453	867	1,689	80.6
52	2,016	362	496	758	1,616	80.2
53	2,441	350	528	1,025	1,903	78.0
54	2,629	438	580	1,160	2,178	82.8
55	3,042	416	716	1,471	2,603	85.6
56	3,647	450	1,092	1,583	3,125	85.7
57	3,837	371	1,309	1,608	3,288	85.7
58	3,980	476	1,566	1,455	3,497	87.9
59	4,034	365	1,526	1,606	3,497	86.7
60	4,014	378	1,524	1,474	3,376	84.1
61	3,335	329	1,202	1,236	2,767	83.0
62	3,558	210	1,408	1,470	3,088	86.8
63	3,724	206	1,430	1,551	3,187	85.6
平成元年	3,561	202	1,351	1,472	3,025	84.9
2	3,595	197	1,405	1,520	3,122	86.8
3	2,947	186	1,090	1,238	2,514	85.3
4	2,403	150	769	1,086	2,005	83.4
5	2,487	121	969	1,011	2,101	84.5
6	2,366	155	806	1,015	1,976	83.5
7	2,253	111	767	1,071	1,949	86.5
8	2,396	158	760	1,129	2,047	85.4
9	3,387	169	998	1,672	2,839	83.8
10	3,057	151	923	1,395	2,469	80.8
11	2,879	156	878	1,366	2,400	83.4
12	2,568	134	719	1,236	2,089	81.3
13	2,599	96	659	1,315	2,070	79.6
14	2,802	101	705	1,438	2,244	80.1
15	2,723	130	696	1,377	2,203	80.9
16	2,209	97	504	1,131	1,732	78.4
17	2,208	86	588	1,101	1,775	80.4
18	1,949	90	442	1,020	1,552	79.6
19	1,570	99	443	698	1,240	79.0
20	1,618	85	413	745	1,243	76.8
21	1,891	134	562	823	1,519	80.3
22	1,859	108	528	861	1,497	80.5
23	1,608	109	507	707	1,323	82.3
24	1,189	72	316	528	916	77.0
25	1,067	74	249	513	836	78.4
26	851	39	256	361	656	77.1
27	572	35	106	281	422	73.8
28	440	45	95	186	326	74.1
29	383	50	82	154	286	74.7
30	325	22	63	142	227	69.8
令和元年	303	50	65	109	224	73.9
2	214	58	24	70	152	71.0
3	184	24	45	65	134	72.8
4	190	50	50	45	145	76.3
5	241	52	69	63	184	76.3
6	305	63	64	104	231	75.7
7	293	47	48	107	202	68.9

注：昭和41年以降は、交通事故による業務上(重)過失致死傷罪を除く。

第4表 罪種別検挙・補導人員状況表

罪種別\年齢・学職別	総数	犯 罪 少 年								
		計	年 齢						学 職	
			14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	中学生	高校生
刑 法 犯 総 数	293	209	9	27	54	55	38	26	12	107
凶 悪 犯	9	9			2	3	2	2		5
殺 人	1	1			1					1
殺 人										
嬰 児 殺	1	1			1					1
殺 人 予 備										
自殺関与・同意殺人										
強 盗	4	4					2	2		1
強 盗 殺 人										
強 盗 傷 人	3	3					2	1		1
強盗・不同意性交等										
強 盗 ・ 準 強 盗	1	1						1		
放 火										
不 同 意 性 交 等	4	4			1	3				3
粗 暴 犯	63	40	1	3	6	10	12	8	2	15
凶 器 準 備 集 合										
暴 行	17	6	1	1		2		2	1	2
傷 害	41	30		2	4	8	11	5	1	10
うち) 傷害致死										
脅 迫	1									
恐 喝	4	4			2		1	1		3
窃 盗 犯	167	131	6	20	42	33	17	13	7	70
侵 入 窃 盗	6	4		1			1	2		1
乗 り 物 盗	43	38	1	6	14	10	6	1	1	25
非 侵 入 窃 盗	118	89	5	13	28	23	10	10	6	44
知 能 犯	5	5		1		2	1	1		2
詐 欺	3	3				2		1		2
横 領	1	1		1						
うち) 横 領	1	1		1						
うち) 業務上横領										
偽 造	1	1					1			
うち) 通貨偽造										
うち) 文書偽造	1	1					1			
うち) 有価証券偽造										
風 俗 犯	16	9	1	2	1	3	1	1	2	5
賭 博										
わ い せ つ	8	2	1			1			1	1
うち) 不同意わいせつ	7	1	1						1	
うち) 公然わいせつ	1	1				1				1
性的姿態撮影等処罰法	8	7		2	1	2	1	1	1	4
そ の 他 の 刑 法 犯	33	15	1	1	3	4	5	1	1	10
うち) 占有離脱物横領	4	4			2	1	1			4
うち) 公務執行妨害	1									
うち) 住 居 侵 入	1	1					1			1
うち) 逮 捕 監 禁	1	1						1		
うち) 略取誘拐・人売										
うち) 盗 品	3	2				2				2
うち) 器 物 損 壊	10	4	1			1	2		1	2

				触 法 少 年									
				計	年 齢						児 童 ・ 生 徒		
大 学 生	各 種 学 校	有 職 少 年	無 職 少 年		8歳以下	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	未 就 学	小 学 生	中 学 生
5	4	59	22	84	15	7	9	11	16	26	1	47	36
1		3											
1		2											
1		1											
		1											
		1											
2	1	16	4	23	1		5	3	8	6		14	9
1		1	1	11			4	1	2	4		7	4
1	1	14	3	11	1		1	2	5	2		6	5
				1					1			1	
		1											
2	2	34	16	36	6	5		7	4	14		19	17
		2	1	2					1	1			2
2		5	5	5	1	1				3		2	3
	2	27	10	29	5	4		7	3	10		17	12
	1	1	1										
		1											
			1										
			1										
	1												
	1												
		2		7			1		3	3		1	6
				6			1		2	3		1	5
				6			1		2	3		1	5
		2		1					1				1
		3	1	18	8	2	3	1	1	3	1	13	4
				1						1			1
		1											
				1						1			1
		1		6	2	1	1	1		1	1	4	1

第5表 刑法犯少年署別・罪種別検挙人員状況表

罪種別 署 別	凶 悪 犯					粗 暴 犯						窃 盗 犯	知 能 犯	
	殺 人	強 盗	放 火	不 同 意 性 交 等	計	凶 器 準 備 集 合	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	計		詐 欺	横 領
長 野 中 央								11			11	21	1	
飯 山														
中 野										1	1	2		
須 坂				1	1							6		
長 野 南										2	2	17		
千 曲												5		
上 田	1				1			5		1	6	16	1	
小 諸												1		
佐 久							2	3			5	6		
軽 井 沢								1			1			
茅 野												5		
諏 訪		3		1	4		1	1			2	7		
岡 谷												1		1
伊 那								2			2	3		
駒 ケ 根												2		
飯 田				1	1		2				2	3		
阿 南														
木 曾				1	1							2		
塩 尻								1			1	4	1	
松 本		1			1		1	2			3	20		
安 曇 野								4			4	6		
大 町												4		
合 計	1	4		4	9		6	30		4	40	131	3	1

		風 俗 犯			そ の 他 の 刑 法 犯									合
偽 造	計	わ い せ つ	影 性 等 的 処 罰 態 法 撮	計	占 有 離 脱 物 横 領	公 務 執 行 妨 害	失 火	往 来 妨 害	住 居 侵 入	盗 品 等	器 物 損 壊	そ の 他	計	計
	1		1	1	2				1	1			4	38
														3
			1	1										8
			1	1						1			1	21
												1	1	6
	1													24
			2	2								1	1	4
		1		1										12
												1	1	2
														5
		1	1	2							1		1	16
	1		1	1										3
														5
1	1													3
														6
														3
	1													6
					2						3	1	6	30
														10
														4
1	5	2	7	9	4				1	2	4	4	15	209

第6表 触法少年（刑法）署別・罪種別補導人員状況表

罪種別 署 別	凶 悪 犯					粗 暴 犯						窃 盗 犯	知 能 犯	
	殺 人	強 盗	放 火	不 同 意 性 交 等	計	凶 器 準 備 集 合	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	計		詐 欺	横 領
長 野 中 央							1	2			3	10		
飯 山							1				1			
中 野												4		
須 坂												1		
長 野 南												2		
千 曲												1		
上 田												3		
小 諸								1			1			
佐 久							1		1		2			
軽 井 沢							2				2			
茅 野														
諏 訪								1			1	1		
岡 谷														
伊 那							2	3			5	2		
駒 ケ 根							1				1	4		
飯 田							1				1	3		
阿 南														
木 曾														
塩 尻							1	1			2	2		
松 本							1	3			4	3		
安 曇 野														
大 町														
合 計							11	11	1		23	36		

		風 俗 犯			そ の 他 の 刑 法 犯									合 計
偽 造	計	わ い せ つ	影 等 的 処 罰 態 法 撮	計	占 有 離 脱 物 横 領	公 務 執 行 妨 害	失 火	往 来 妨 害	住 居 侵 入	盗 品 等	器 物 損 壊	そ の 他	計	
		2		2							1		1	16
														1
														4
														1
		1		1										3
		1		1										2
		1		1							1		1	5
		1		1								1	1	3
			1	1							1		1	4
						1							1	3
														2
											1		1	8
								2					2	7
								2				5	7	11
											1		1	5
											1		1	8
										1			1	1
		6	1	7		1		4		1	6	6	18	84

第7表 非行少年署別検挙・補導人員状況表

罪種別 署別	刑 法 犯 少 年			特 別 法 犯 少 年			ぐ 犯 少 年			計		
	R 6	R 7	増 減	R 6	R 7	増 減	R 6	R 7	増 減	R 6	R 7	増 減
長野中央	57	54	-3	1	8	7	1		-1	59	62	3
飯 山	2	1	-1							2	1	-1
中 野	2	7	5	1	5	4				3	12	9
須 坂	9	9		1		-1				10	9	-1
長 野 南	15	24	9	7	9	2				22	33	11
千 曲	9	8	-1	3	2	-1				12	10	-2
上 田	26	29	3	6	4	-2				32	33	1
小 諸	12	7	-5	1	2	1				13	9	-4
佐 久	18	16	-2	1	5	4				19	21	2
軽 井 沢	8	5	-3	6	1	-5				14	6	-8
茅 野	3	5	2	1		-1				4	5	1
諏 訪	13	18	5	2	1	-1				15	19	4
岡 谷	4	3	-1							4	3	-1
伊 那	19	13	-6	2	3	1				21	16	-5
駒 ケ 根	11	10	-1	1		-1				12	10	-2
飯 田	9	17	8	7	5	-2	2		-2	18	22	4
阿 南	4		-4							4		-4
木 曾	2	3	1		1	1				2	4	2
塩 尻	10	11	1	3	1	-2				13	12	-1
松 本	64	38	-26	5	6	1	2	1	-1	71	45	-26
安 曇 野	4	10	6	2	6	4				6	16	10
大 町	4	5	1		1	1				4	6	2
計	305	293	-12	50	60	10	5	1	-4	360	354	-6

第8表 刑法犯少年居住地別検挙人員状況表

市 町 村 名	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯	そ の 他	計	人 口 比	前年人口比
上 水 内 郡							3.3
飯 綱 町							6.3
信 濃 町							
小 川 村							
下 水 内 郡							
栄 村							
上 高 井 郡							
高 山 村							
小 布 施 町							
下 高 井 郡			1		1	1.3	
山ノ内町			1		1	2.2	
木 島 平 村							
野 沢 温 泉 村							
埴 科 郡			1		1	1.4	1.3
坂 城 町			1		1	1.4	1.3
小 県 郡							
青 木 村							
長 和 町							
北 佐 久 郡		2	2	1	5	2.2	4.0
立 科 町				1	1	3.4	
御 代 田 町		1			1	1.2	4.5
軽 井 沢 町		1	2		3	2.8	4.7
南 佐 久 郡							
佐 久 穂 町							
小 海 町							
南 牧 村							
川 上 村							
南 相 木 村							
北 相 木 村							
諏 訪 郡	1			2	3	1.4	0.9
下 諏 訪 町	1			2	3	3.1	2.1
富 士 見 町							
原 村							
上 伊 那 郡		1	5		6	1.3	1.3
辰 野 町							
南 箕 輪 村		1	2		3	2.2	4.3
箕 輪 町			3		3	3.0	0.7
宮 田 村							
飯 島 町							2.3
中 川 村							
下 伊 那 郡	1	1	3		5	1.6	1.0
高 森 町	1		1		2	2.4	1.2
松 川 町			1		1	1.5	1.5
大 鹿 村							
喬 木 村			1		1	2.9	
豊 丘 村		1			1	2.6	
阿 智 村							
平 谷 村							
根 羽 村							
泰 阜 村							
下 條 村							
売 木 村							
阿 南 町							6.2
天 龍 村							

第8表 刑法犯少年居住地別検挙人員状況表

市 町 村 名	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯	そ の 他	計	人 口 比	前年人口比
木 曽 郡	1				1	0.9	2.7
木 曽 町							2.2
木 祖 村							
王 滝 村							
上 松 町	1				1	6.2	6.2
大 桑 村							7.5
南 木 曽 町							
東 筑 摩 郡							0.9
朝 日 村							
山 形 村							
生 坂 村							13.3
麻 績 村							
筑 北 村							
北 安 曇 郡			2		2	1.3	0.7
白 馬 村							
小 谷 村			1		1	8.6	
池 田 町			1		1	2.4	2.3
松 川 村							
郡 計	3	4	14	3	24	1.2	1.4
長 野 市		9	34	8	51	2.7	2.3
飯 山 市			1		1	1.1	1.1
中 野 市		1	1		2	0.9	
須 坂 市		2	5		7	2.6	3.0
千 曲 市		2	4		6	2.0	0.6
上 田 市	1	4	12	1	18	2.2	2.1
東 御 市		2		1	3	1.9	1.3
小 諸 市			3	2	5	2.3	4.7
佐 久 市		4	6	1	11	2.1	1.5
諏 訪 市	1		4	1	6	2.4	3.2
岡 谷 市	2	1	3	2	8	3.2	2.7
伊 那 市		1	2		3	0.8	1.4
駒 ケ 根 市			1		1	0.6	
飯 田 市		1			1	0.2	0.8
茅 野 市		1	6		7	2.3	0.6
塩 尻 市		1	3	1	5	1.4	2.6
松 本 市	1	2	9	6	18	1.4	2.8
安 曇 野 市		2	10		12	2.4	0.6
大 町 市		1	1		2	1.8	0.9
市 計	5	34	105	23	167	1.9	1.9
県 内 総 数	8	38	119	26	191	1.8	1.8
県 外	1	2	9	3	15		
不 定			3		3		
合 計	9	40	131	29	209	2.0	2.0

注1：人口比は、令和7月10月1日現在の14～19歳の人口（県企画振興部情報政策課調べ）を基に算出した。

注2：各市町村の検挙人員は、検挙した少年の居住地に計上したものであるため、犯行場所（警察署検挙人員）とは、一致しない。

第9表 特別法犯少年（含触法）法令別検挙・補導人員状況表

法 令 別 \ 年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
出入国管理及び 難 民 認 定 法					1			1	1	
軽 犯 罪 法	44	30 10	44 4	23 4	25 3	19 5	14 10	14 5	14 3	36 12
風 営 適 正 化 法									1	
売 春 防 止 法										
児 童 福 祉 法	1	4		1			1			
児 童 買 春 ・ ポ ル ノ 禁 止 法	26 3	24 2	26	20 1	24	24 1	40 4	30 3	16 1	8 2
出会い系サイト 規 制 法										
銃砲刀剣類所持等 取 締 法	5	3 1		2	1 1	1	1 1	1	3 1	3 1
大 麻 事 犯		1			1	4	1	3		
覚 醒 剤 事 犯				1	1	1	1			1
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	7	2	1	3	7	6	4		9 1	
麻薬及び向精神薬 取 締 法								1		4
狩 猟 法	2									
鉄 道 営 業 法	2	2	3	1	3					
地方条例（迷防）	4	4	4	6	3	8	7 3	13 2	5	5 1
そ の 他		4 3	3 1	1	1	2	3 1	3 2	1	3
計	91 3	72 18	78 8	58 5	67 4	65 6	72 19	66 12	50 6	60 16

注：下段は触法少年

第10表 少年の自殺者数（学職別・年齢別）状況表

区分\年		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
学 職 別	小 学 生										
	中 学 生		1	3 1	1	1			1	3	4 2
	高 校 生	7 2	7 3	6 5	8 2	9	6 1	8 4	7 3	8 3	5 2
	そ の 他 の 学 生	2			1	1	2	1 1	2		1
	有 職 少 年	2 1	2 1	3 1		1 1	3	2	4 3		
	無 職 少 年		2			1	1 1		1	1	
	計	11 3	12 4	12 7	10 2	13 1	12 2	11 5	15 6	12 3	10 4
年 齢 別	9 歳 以 下										
	10 歳										
	11 歳										
	12 歳										
	13 歳			1					1		
	14 歳			1	1					2	1 1
	15 歳	1	1	2 2		1		1 1		3	3 1
	16 歳	2 1	5 2	1	1 1	5		3 1	1 1	3	2
	17 歳	4 1	1	3 3	3	1	2	1 1	4 1	3 2	1 1
	18 歳	3 1	3 2	1 1	4 1	4 1	5 1	5 1	6 2	1 1	2 1
	19 歳	1	2	3 1	1	2	5 1	1 1	3 2		1
	計	11 3	12 4	12 7	10 2	13 1	12 2	11 5	15 6	12 3	10 4

注：下段は、女子で内数

第11表 少年の福祉を害する犯罪状況表（検挙件数・検挙人員）

法令別\年	H28		H29		H30		R元		R2		R3		R4		R5		R6		R7	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
売春防止法													3				1			
児童福祉法	6	6	3	6	1	1	3	3	1	1	1	2	4	1	1	1	1	1		
		1		2								1								
児童買春・ポルノ禁止法	50	52	54	52	55	53	67	56	45	38	52	44	60	49	51	44	38	25	26	13
												1						1		
二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律	2	2	3	3					2	2	1	1	2	2	2	2				
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律	38	38	39	39	30	31	23	23	19	19	25	25	4	4	7	7	4	5	7	7
						1														
風営適正化法	5	6	4	6			1	2	2	2	1	1							2	2
労働基準法					1	1							1	3			3	4		
覚醒剤取締法									1	1			1	1	1	1				
										1										
出会い系サイト規制法																				
性的姿態撮影等処罰法															14	4	36	21	46	25
その他	2	1	6	4	5	4	7	3	4	4	2	2	1	1	3	2	1		1	
				1																
計	103	105	109	110	92	90	101	87	74	67	82	75	76	61	79	61	84	56	82	47
		1		3		1				1		3						1		

注1：人員欄の下段は、暴力団関係者で内数

注2：令和7年のその他は、麻薬及び向精神薬取締法

第12表 校内暴力事犯状況表（事件件数・検挙・補導人員）

中・高校別\年			H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
中 学 校	件数	総 数	5	3		12	4	7	5	4	8	7
		対 教 師	4	3			2				4	1
	人員	総 数	5	3		12	5	7	8	9	8	7
		対 教 師	4	3			2				4	1
高 校	件数	総 数		1	2	1		2			2	3
		対 教 師										
	人員	総 数		1	2	1		2			2	3
		対 教 師										
計	件数	総 数	5	4	2	13	4	9	5	4	10	10
		対 教 師	4	3			2				4	1
	人員	総 数	5	4	2	13	5	9	8	9	10	10
		対 教 師	4	3			2				4	1

